

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者住み替え家賃等助成事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	荻原	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者住み替え家賃等助成事業費（01-17-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 21 年度		根拠	荒川区高齢者家賃等助成事業補助金交付要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市Ⅰ				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	良質で防災上にも優れた住宅に転居する高齢者世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている高齢者世帯に対し、転居後の家賃等の一部を助成し、負担を軽減することによって、高齢者世帯の住環境の改善や居住の安全・安心を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するものとする。					
対象者等	(1)70歳以上のひとり暮らし世帯又は70歳以上の方及びその配偶者若しくは兄弟姉妹で構成されている世帯 (2)区内に引き続き2年以上住所を有していること。 (3)民間賃貸住宅に居住し、良質で防災上にも優れた民間住宅に転居する世帯又は住宅の取り壊し・賃貸事業の廃止等により立ち退きを求められている世帯 (4)次のいずれかの事項に該当する民間賃貸住宅に1年以上居住していること。ただし、本人の意思によらない事由による転居を除く。①昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合していないこと。②住戸の専用面積が18㎡未満であること③住戸に浴室又はトイレが設置されていないこと。 (5)次の事項にすべて該当する民間賃貸住宅に転居すること。（転居には、現在居住している民間賃貸住宅の建て替えを含む。）①昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合していること。②住戸の専用面積が25㎡以上であること、ただし、平成18年9月18日以前に建築された住宅については18㎡以上とする。 ③住戸に浴室又はトイレが設置されていること。 (6)賃貸借契約に定める賃貸料を納入できる見込みのあること。 (7)原則として独立して日常生活を営むことができること。 (8)住民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと。 (9)生活保護世帯でないこと。 (10)前年度の住民税が非課税であること。					
内容	(1)家賃 転居後家賃と転居前家賃の差額で、月額4万円を限度とする。 (2)転居一時金①礼金、権利金：家賃助成額の2月分を限度とする②仲介手数料：家賃助成額の1月分を限度とする。 (3)転居費用 4万円を限度とする。 (4)契約更新料 更新後家賃助成額の1月分を限度とする。					
経過	【旧制度】 平成3年4月事業開始 当時の経済状況等の影響により、いわゆる地上げによる立退き要求により住宅に困窮する高齢者に対する援助策として実施。 平成12年9月 新たに助成期間設定する等の要綱改正 平成17年3月 新規受付終了 平成19年3月 事業終了 経済状況の変化等により、必要性がなくなったため事業終了					
必要性	最近の経済状況や防災面において、高齢者がより安全な住宅へ居住するためには、必要である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額				1,609	5,305	6,734	5,454	4,110
①決算額(25年度は見込み)				3	520	1,787	3,342	4,110
②人件費等				814	872	847	826	
③減価償却費					291	311	328	
【事務分担量】(%)				10	10	10	10	
合計(①+②+③)		0	0	817	1,683	2,945	4,496	4,110
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		0	0	817	1,683	2,945	4,496	4,110
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	家賃補助者数			0	2	5	8	12
	転居費用等補助者数				1	3	5	5

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用	消耗品	0	消耗品	0	消耗品	0
	負担金補助及び交付金	家賃補助	1,432	家賃補助	2,770	家賃補助	3,350
		転居一時金	240	転居一時金	399	転居一時金	480
		転居費用	115	転居費用	141	転居費用	160
				契約更新費用	32	契約更新費用	120

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
標	① 助成相談者数	2	12	21	38	38	
	② 家賃補助者	2	5	8	12	13	
	③ 転居費用等補助者	1	3	5	5	7	

（問題点・課題分析）	チラシ及びチラシ以外による周知方法の検討が必要である。
他区の実施状況	（実施 8 区 未実施 14 区） 千代田区：居住安定支援家賃補助制度 文京区：高齢者等居住支援事業 大田区：高齢者世帯等住み替え家賃助成 豊島区：高齢者世帯等住み替え家賃助成制度 新宿区：民間賃貸住宅居住継続支援制度 目黒区：高齢者世帯住み替え家賃助成 渋谷区：住み替え家賃補助制度 江戸川区：民間賃貸住宅家賃等助成制度

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業内容をより広く伝えられるよう、チラシ及びチラシ以外の方法による周知の仕方を検討する。	引き続き周知を行っていく。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者の住環境の向上を図るため、事業の周知を行う。

議（要質問）	況（要質問）	2 1 一定 防災まちづくりの推進への効果
--------	--------	-----------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者民間住宅入居支援事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	荻原	内線	2678
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	高齢者民間賃貸住宅入居支援事業費（01-02-15）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 19 年度		根拠 法令等	荒川区高齢者民間住宅入居支援事業要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	高齢者世帯が民間賃貸住宅に入居する際に自ら連帯保証人を立てられずに、転居することが困難になっている場合がある。このため、区と民間の保証会社が協定を結び、高齢者世帯に家賃等の債務に係る保証サービスを提供するとともに、区が委託保証契約に要する保証料を助成することにより、高齢者世帯の居住の安定と福祉の向上を図る。					
対象者 等	次のいずれにも該当するもの及び区長が特に必要と認めるもの ○ひとり暮らしの65歳以上の高齢者または65歳以上の高齢者及び60歳以上のみの世帯 ○荒川区内に引き続き1年以上居住していること ○区内の民間賃貸住宅に転居し、かつ、連帯保証人が立てられないこと ○自立した生活を営め、家賃の支払いができること ○緊急連絡先があること ○世帯の前年所得が、一般世帯に適用される都営住宅に入居するための所得基準以下であること ○特別区民税及び国民健康保険料を滞納していないこと					
内容	○ 債務保証料助成 ・補助対象経費：高齢者世帯が信用保証会社に支払う保証料（2年目以降の保証料及び更新保証料も対象とする。） ※初回保証料は月額家賃等の30%、更新時は初回保証料と同額 保証会社：日本セーフティ㈱ ・補助率：10/10 ・補助限度額：50,000円					
経過	平成19年10月1日 事業開始					
必要性	高齢者の民間賃貸住宅への入居を容易にし、住み慣れた地域において生活を維持していくためにも、必要性は高い。					
実施 方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 保証会社との保証委託契約を締結した際に支払った保証料の領収書に基づき、助成を実施する。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	100	160	550	500	250	150	168
	①決算額（25年度は見込み）	60	0	20	0	68	0	168
	②人件費等	1,110	593	407	872	847	826	
	③減価償却費				291	311	328	
	【事務分担量】（%）	13	7	5	10	10	10	
	合計（①+②+③）	1,170	593	427	1,163	1,226	1,154	168
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,170	593	427	1,163	1,226	1,154	168
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	新規助成件数	3	0	0	0	2	0	2
	更新時助成件数	—	—	1	0	1	0	3

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	債務保証料（初回分）	48	債務保証料（初回分）	0	債務保証料（初回分）	100
		債務保証料（更新分）	20	債務保証料（更新分）	0	債務保証料（更新分）	68

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
	①	助成者数	0	3	0	5	3	
	②							
	③							

（問題点・課題）	チラシ及びチラシ以外による周知方法の検討が必要である。
他区の実施状況	（実施 11 区 未実施 11 区） 千代田区：高齢者等民間賃貸住宅入居支援 台東区：高齢者等家賃等債務保証制度 中野区：居住安定支援事業 練馬区：高齢者居住支援事業 新宿区：高齢者等入居支援事業 大田区：高齢者等住宅確保支援 豊島区：高齢者等入居支援 世田谷区：居住支援制度 文京区：すみかえサポート 渋谷区：高齢者等世帯入居支援 板橋区：家賃等債務保証制度

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	家賃助成事業と合わせて不動産関連業者への周知方法を検討する。	引き続き検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者が住みなれた地域で住み続けられるよう、必要な方に事業の周知を図る。

状況（要質問）	平成22年度 二定 制度の利用拡大について
---------	-----------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助(長寿慶祝の会)		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	荻原	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(25年度)	社会福祉協議会事業補助(01-10-01)					
事務事業の種類	○新規事業(○25年度 ○25年度) ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	●昭和 ○平成 35年度		根拠	長寿慶祝の会実施計画書		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	社会福祉協議会が開催する長寿慶祝の会に要する経費を助成することによって、長年にわたり地域社会のために貢献してきた高齢者に対して、感謝の意を表するとともに、長寿を祝う。					
対象者等	区内在住の満75歳以上の高齢者					
内容	「敬老の日」に高齢者をサンパール荒川大ホールに招待し、式典と演芸による「長寿慶祝の会」を開催するとともに、来場者に対し、記念品を贈呈する。 ○内 容：一部 式典、主催者挨拶、高齢者代表挨拶、来賓挨拶（紹介）、花束贈呈 二部 演芸 ○平成24年度 ・開催日 平成24年9月17日(月) 9時00分から4回実施 合計 4,370人(対象者数 22,202人) ・第1回 9時00分～10時10分 日暮里地域 760人(対象者数 4,794人) ・第2回 11時20分～12時30分 南千住地域 911人(対象者数 4,270人) ・第3回 13時40分～14時50分 荒川・町屋地域 1,579人(対象者数 6,979人) ・第4回 16時10分～17時20分 尾久地域 1,120人(対象者数 6,159人) 参加者総数 計4,370人(対象者数計22,202人) ・記念品は4,400個用意した。 ・区は事業を補助し、共催実施している。					
経過	昭和35年 社会福祉協議会主催、第1回長寿慶祝の会を地域別に午前・午後の2回開催。90歳以上の高齢者9名に記念品を贈呈した。 平成13年度 75歳以上の高齢者人口の増加を踏まえ、これまでの2回開催を3回開催に変更した。 平成14年度 地域別にて2回開催を3回開催に変更した。 平成21年度 地域別にて3回開催を4回開催に変更した。					
必要性	地域社会に長年貢献してきた高齢者を招待し、感謝の意と長寿を祝うものであり、地域の高齢者が楽しみにしている行事である。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		2,549	2,449	3,061	3,061	4,021	4,509	4,608
①決算額(25年度は見込み)		2,413	2,690	2,917	3,061	4,021	4,410	4,608
②人件費等		1,879	2,033	1,629	2,180	2,117	2,065	
③減価償却費					726	778	819	
【事務分担量】(%)		22	24	20	25	25	25	
合計(①+②+③)		4,292	4,723	4,546	5,967	6,916	7,294	4,608
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		4,292	2,449	3,061	5,967	4,021	4,410	4,608
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象者数	18,748	19,406	19,822	20,676	21,642	22,202	23,405
	来場者数	2,968	3,701	3,715	3,778	3,751	4,370	4,447

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	補助金	会場使用料	172	会場使用料、音響・照明技術料	236	会場使用料、音響・照明技術料	289
		演芸委託料	400	演芸委託料	800	演芸委託料	800
		手話通訳者謝礼	28	手話通訳者謝礼	28	手話通訳者謝礼	28
		看板作成費	76	看板作成費	76	看板作成費	77
		付帯設備使用料	152	付帯設備使用料	33	付帯設備使用料	70
		参加者記念品	1,667	参加者記念品	1,771	参加者記念品	1,784
		消耗品等	306	通信費運搬費	1,116	案内状郵送料	1,170
		音響・照明技術料	100	消耗品等	60	花束	34
				花束	34	封筒案内状印刷	190
				案内状印刷	184	消耗品等	73
				宛名ラベル	50	宛名ラベル	63
	需用費	ラベル	41	宛名ラベル貼付作業	22	宛名ラベル貼付作業	23
役務費	郵送料	1,079			事務費	7	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	来場者数	3,778人	3,751	4,370	4,447	4,793	来場者数実績
	② 参加率	18.3%	17.3%	19.7%	19.0%	19.8%	来場者数÷対象者数×100
	③ 対象者数	20,676人	21,642	22,202	23,405	24,254	

（問題点・課題）	- 来場者数の増加により、開催会場への入場及び退場等に今後ますます時間を要することが予測され、1日4回の開催が困難になる可能性がある。 - 節電を進めていくにあたり、円滑な時間配分を行う必要がある。
他区の実況	（実施 16 区 未実施 6 区） 式典開催8区、管理運営委託2区、地区敬老行事に助成1区、高齢者福祉施設で演芸等開催4区など

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	参加者増に対応し1日4回開催を継続しつつ、登壇者の挨拶などを簡潔にし、よりスムーズに入れ替えができるようする。	引き続き行うとともに、4回開催の地区別をもう一度見直す必要がある。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	地域割りの変更を行い、安全な会の運営を図る。

議事（要旨）	平成20年決算特別委員会 開催方法の見直しの検討について
--------	------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	荻原	内線	2678
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	理美容サービス事業費（01-02-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 51 年度		根拠	高齢者理美容サービス券支給要綱	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	（平成20年4月1日改正）	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	在宅のねたきり高齢者に出張理美容のサービス券を支給し、調髪・顔そり・カット等の理美容サービスを提供することにより、高齢者の保清と健康の保持に資する。				
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者で、要介護4又は5と認定された者。その他、区長が認めた者。				
内容	理容及び美容組合が利用者と日程調整のうえ自宅へ出張して理美容のサービスを提供する。 （サービス内容：理容サービス 調髪及び顔そり、美容サービス カット及びブロー） 年間支給枚数 (1) 当該年度の 3月から 5月までの認定者 6枚 (2) 当該年度の 6月から 7月までの認定者 5枚 (3) 当該年度の 8月から 9月までの認定者 4枚 (4) 当該年度の 10月から 11月までの認定者 3枚 (5) 当該年度の 12月から 1月までの認定者 2枚 (6) 当該年度の 2月の認定者 1枚 支給方法：継続利用者は、3月に社会福祉協議会より郵送配布する。新規決定者には、高齢者福祉課より随時、郵送配付する。 経費内訳：一枚の委託料 2,950円 （出張料：1,000円、理美容代：1,900円、手数料経費：50円） ※自己負担金 1,900円				
経過	昭和51年度 事業開始。支給枚数3枚。平成4年度 支給枚数6枚。 平成12年度 介護保険制度の実施に伴い巡回入浴時の同時理髪を廃止。 1回当たり1,900円（非課税者半額）を自己負担とした。 平成15年度 老人福祉手当の廃止に伴い、自己負担金を一律1,900円とした。				
必要性	在宅のねたきり高齢者が快適な生活を保持する一助として、理美容の機会を提供するものである。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 社会福祉協議会へ委託し、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に再委託して実施している。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	2,711	2,354	2,157	2,136	2,116	2,111	2,511
	①決算額（25年度は見込み）	2,139	1,816	1,909	1,912	1,909	2,035	2,511
	②人件費等	1,452	762	570	610	593	271	
	③減価償却費				203	218	328	
	【事務分担当】（％）	17	9	7	7	7	10	
	合計（①＋②＋③）	3,591	2,578	2,479	2,725	2,720	2,634	2,511
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
実績の推移	その他（特定財源）							
	一般財源	3,591	2,578	2,479	2,725	2,720	2,634	2,511
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象者(24年は3月末現在)	1,920	1,915	2,011	2,035	1,995	1,980	2,107
	希望者(24年は3月末現在)	221	278	220	223	243	244	333
	支給枚数(24年は3月末現在)	1,326	1,518	1,320	1,338	1,671	1,932	2,061
	利用枚数(24年は3月末現在)	566	491	319	533	519	578	721

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費	1,531	事業費	1,705	事業費	2,127
		事務費	102	事務費	54	事務費	56
		管理費	276	管理費	276	管理費	328

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① サービス券支給枚数	1,338	1,671	1,932	2,061	2,323	
	② サービス券利用枚数	533	519	578	721	603	
	③ 対象者数	2,035	1,995	1,980	2,107	1,953	要介護4・5

（問題点・課題）	次年度分の理美容券の発送時期を3月としたため、利用しやすくなった。 対象者数については年々増加はしているが、希望者数は横ばいである。対象者に周知をするため、発送時期にあわせて区報に掲載するなど、希望者の増加を図る。荒川区の本人負担額は1,900円であり、金額の設定については今後の検討課題である。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 本人負担額 1,000円未満（港区、墨田区、板橋区、練馬区、足立区、渋谷区、杉並区、千代田区、中央区） 1,000円（文京区、台東区、大田区、世田谷区）1,500円（葛飾区、豊島区） 2,000円（新宿区、品川区、目黒区、北区、）2,300円（中野区）未実施（江戸川区、江東区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	理・美容生活衛生同業組合荒川支部を通じ、できるだけ加盟店を募るよう依頼し、利用者の利便を図る。	引き続き、加盟店が増やせるよう、理・美容生活衛生同業組合荒川支部に依頼していく。
②	区報などの掲載により、対象者に周知する。	引き続き、対象者に周知していく。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	利用者の利便性を高め、必要とする高齢者が事業を活用できるように推進する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		高齢者紙おむつ購入助成事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
				担当者名	武岡	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		高齢者紙おむつ購入費助成事業費（01-02-03） （家族支援事業費（01-02-02）23年度まで低所得者分）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 52 年度		根拠	紙おむつ購入費助成事業実施要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]					
目的	高齢者の紙おむつ購入費の一部を助成することにより、高齢者や介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって高齢者福祉の増進を図る。						
対象者等	65歳以上で 要介護4及び5の方、 要介護1から3で認知症があり紙おむつの必要な方（介護保険適用施設入所の方は除く）、身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・2度の方、入院中に準じる方						
内容	【紙おむつ購入券】 利用者に紙おむつ購入券を支給（郵送で送付3カ月分前渡し） ・月6,000円（2,000円券×3枚）、ただし1割自己負担のため、実際には5,400円を助成。 ・区と契約している薬業共同組合又は介護サービス事業者組合加盟の区内薬局や介護用品販売所において、使用可能。 【紙おむつ代助成】入院中で、病院が紙おむつを指定し、持込ができない場合に、病院で請求された紙おむつ代のうち、月額6,000円（1割自己負担）を上限に助成する。 ・4ヶ月ごとに利用者に「請求の案内はがき」を送付。 ・利用者は指定された期間内に支払った紙おむつ代の領収書を持参し、区窓口で請求手続きをする。						
経過	・平成4年度から所得制限（生計中心者の所得税が42,000円以下の世帯）を撤廃。 また、現物支給ができない対象者に費用助成を開始（限度額8,000円） ・平成12年度から介護保険制度との整合性を図るため、自己負担金を導入した。また、紙おむつ購入券方式を採用し、近隣商店での自由購入を可能とした。 ・平成13年1月から入院中の方に限り、介護認定がなされていなくても、該当の判定をすることとした。 ・平成15年7月1日から訪問介護の自己負担金の軽減措置が3％から6％に変更される措置にあわせて、平成11年度以前からの継続利用者についての利用者負担についても3％から6％に変更した。 ・平成17年度より、11年度以前からの継続利用者についての利用者負担軽減措置を廃止した。 ・平成18年度より、利用者が65歳以上で要介護4以上、更に世帯非課税の方については、介護保険会計の地域支援事業費より支払う。それ以外の利用者については一般会計より支払われる。 ・平成20年度より、要綱の第2条（対象者）を一部改正した。 ・平成24年度より、非課税世帯の方についても一般会計から支払う。						
必要性	高齢者や介護者の経済的支援のために必要性が高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 購入券→3ヶ月ごとに郵送（前渡し）薬業共同組合・介護サービス事業者組合に加盟している指定店で紙おむつ購入券を紙おむつと引き換える。24年4月現在、加盟指店は薬局（61箇所）・事業所（10箇所）。現金支給→4ヶ月ごとに振込み（後払い）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		75,181	81,403	90,218	98,233	102,769	111,402	112,633
決算額（25年度は見込み）		74,896	81,344	88,284	94,524	101,598	102,055	112,633
人件費等		4,868	2,965	1,712	1,954	2,453	5,783	
減価償却費					2,034	2,799	2,294	
【事務分担量】（%）		57	35	70	70	90	70	
合計（+ +）		79,764	84,309	89,996	98,512	106,850	110,132	112,633
国（特定財源）		4,282	4,858	4,809	6,503	8,009	0	0
都（特定財源）		2,141	2,429	2,375	3,251	4,004	0	0
その他（特定財源）		4,152	4,708	2,375	3,251	4,004	0	0
一般財源		69,189	72,314	80,437	85,507	90,833	110,132	112,633
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	購入券利用者数	11,209	12,420	13,596	14,599	15,668	15,460	17,292
	おむつ代助成件数	2,647	2,622	2,736	2,888	3,150	3,424	3,540
	計	13,856	15,042	16,332	17,487	18,818	18,884	20,832
	利用者数	1,796	1,971	2,162	2,287	2,360	2,286	2,452

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	112	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	81	紙おむつ購入券用紙（事前押印）	140
	扶助費	紙おむつ購入助成費	86,715	紙おむつ購入助成費	101,974	紙おむつ購入助成費	112,493
		〃（介護会計）	14,883				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度（見込み）	目標値（26年度）	
	購入券延べ利用者数	14,599	15,668	15,460	17,292	—	
	おむつ代助成延べ件数	2,888	3,150	3,424	3,540	—	
	利用者数（介護会計含む）	2,287	2,360	2,286	2,452	—	

（問題点・課題）	・おむつ代助成の場合、病院等側に「指定おむつ使用証明書」を記入してもらい提出して頂いているが、病院等は文書料が掛かる場合があり、利用者の負担がある。区内・近隣区で、指定おむつの既定使用が確認できる場合は省略できる運用を検討中。 ・高齢者の人口が増え、経費負担が増大している一方、若年性認知症などの65歳未満で紙おむつをしてる方が対象となっていない状況がある。
（他区の実況）	（実施 22 区 未実施 区） ポイント制度をほとんどの区が採用している。利用者がフリーダイヤルで連絡し、現物が自宅へ届く。選べるおむつの種類は少ない。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	紙おむつ指定の病院等を少なくとも区内は年度当初に全体把握し、指定証明の提出を省略するなど利用者の負担軽減となるよう検討する。	引き続き取り組む
	対象者の見直しを行う。	引き続き検討を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者が利用しやすい事業の仕組みを検討し、在宅生活の支援を図る。

（議会要旨）	平成12年三定 12年度からの事業内容変更についての区の評価
--------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特別永住者等福祉給付金	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	特別永住者等福祉給付金支給事業費（01-20-01）				
事務事業の種類	○ 昭和 ● 平成 22 年度		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 有 ● 無 年度		根拠	荒川区特別在住者等福祉給付金支給要綱	
終期設定	○ 有 ○ 無 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	在日外国人で、昭和56年の「難民の地位に関する条約」批准に伴う国民年金法の改正により、昭和57年1月1日から国籍要件が撤廃された際、既に高齢のため老齢年金等の支給対象とならなかった者に対し、特別永住者等福祉給付金を支給することにより、在日外国人の福祉の増進を図ることを目的とする。				
対象者等	老齢基礎年金等の受給資格がない外国人等のうち、荒川区に住民登録を行った日から引き続き2年を経過している者で、以下のすべての要件に該当するもの 1 大正15年（1926年）4月1日以前に生まれた者 2 昭和57年（1982年）1月1日時点で日本国内で外国人登録をしていた者（その後帰化した者も含む） 3 在留資格が特別永住者 4 生活保護を受けていない者 5 公的年金を受給していない者 6 本人及び配偶者・扶養義務者の前年中の所得（1月1日から12月31日までの所得）が基準額以下の者 7 荒川区障がい者福祉給付金を受給していない者				
内容	●支給金額 月額 15,000円 ●支給方法 毎年4月、8月、12月に4ヶ月分を金融機関口座に振り込む。 ●平成22年度分給付金に係る特例 平成22年度の給付金に限って、受給資格があり平成22年度中に申請をした者については、平成22年4月分以降の給付金を支給する。 ●現況届 毎年7月1日から31日までの間に現況届を提出する。				
経過	これまで、在日本大韓民国民団東京荒川支部及び在日本朝鮮人総聯合会東京都荒川支部から給付金創設の要請があり、平成22年度から無年金外国人に給付金を給付することとなった。				
必要性	「幸福実感都市 あらかわ」を目指すことから、無年金外国人の健全な生活の維持及び向上のために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 受給資格者に年3回、4月分を本人の銀行口座に振り込む。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額				1,800	2,700	2,520	2,160
	①決算額（25年度は見込み）				1,800	1,980	1,890	2,160
	②人件費等				610	273	271	
	③減価償却費				203	311	328	
	【事務分担量】（%）				7	10	10	
	合計（①+②+③）	0	0	0	2,410	2,564	2,489	2,160
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	2,410	2,564	2,489	2,160
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象者数				10	12	11	12

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	福祉給付金	1,980	福祉給付金	1,890	福祉給付金	2,160

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	①	対象者数	10人	12人	11人	12人	12人	
	②	給付額（金額 千円）	1,800	1,980	1,890	2,160	2,160	
	③							

（問題点・課題分析）	
他区の実施状況	（実施 12 区 未実施 10 区） 豊島区（15年度）、江戸川区、葛飾区（19年度）、北区、文京区、板橋区、杉並区（20年度）、墨田区、江東区、大田区（21年度）、新宿区（22年度）台東区（23年度）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報等での周知	引き続き周知
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	事業の周知を図るとともに、対象者の把握に努める。

況議 （要 会 質 問 状）	
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	寝たきり高齢者寝具水洗乾燥消毒事業費（01-02-05）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 47 年度		根拠	荒川区寝たきり高齢者寝具乾燥消毒事業要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕				
目的	長年にわたり臥床している高齢者に対し、寝具の水洗乾燥消毒のサービスを提供することによって、環境衛生を保持し、福祉の増進を図る。					
対象者等	65歳以上の在宅者で、介護保険の要介護度が4及び5の寝たきり高齢者で寝具乾燥消毒が必要な方。					
内容	・乾燥消毒 11回／年 ・水洗い 1回／年 【1回の実施内容】敷布団、掛布団、毛布1枚、枕 1個 <自己負担金> 本事業に要する費用の利用者の負担は10%とする。但し、生活保護受給者は無料とする。水洗いについては10%負担で473円（税込）また、乾燥消毒については10%負担で137円（税込）となる。 ・寝具乾燥サービスを行う際に、高齢者の安否確認も行っている。					
経過	・平成 4年度 ドライクリーニングから水洗いへの変更 ・平成 11年度 敷布団・掛け布団の消毒の枚数を各2枚から各1枚に変更 ・平成 12年度 自己負担金導入 ・平成 15年7月1日 訪問介護の自己負担金の軽減措置が3%から6%に変更されることに伴い、平成 11年度以前からの継続利用者についての利用者負担（原則10%）の軽減についても3%から6%に変更 ・平成 17年度から継続利用者負担軽減措置を廃止					
必要性	寝たきり高齢者の環境衛生及び健康の保持を図ることができる。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 申請に基づき、実態調査を行った上で、業者に事業を委託する。 委託先 タイヨーライフ株式会社					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	158	252	312	321	321	254	360
	①決算額（25年度は見込み）	157	234	251	147	155	244	360
	②人件費等	1,025	1,016	734	872	409	406	
	③減価償却費				291	467	492	
	【事務分担量】（%）	12	12	30	10	15	15	
	合計（①+②+③）	1,182	1,250	985	1,019	1,031	1,142	360
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,182	1,250	985	1,019	1,031	1,142	360
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象者数			9	5	12	8	9
	乾燥消毒延べ人数			61	34	41	61	73
	水洗い延べ人数			7	5	4	7	9

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	寝具水洗・乾燥消毒委託	155	寝具水洗・乾燥消毒委託	251	寝具水洗・乾燥消毒委託	360

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	①	対象者数（年度末現員）	5	9	9	9	12	
	②							
	③							

問題点・課題 (指標分析)	・ 利用者の数が平均化している。
他区の実施状況	（実施 20 区 未実施 2 区） 対象要件が同じ区の登録人数。新宿区466人、墨田区108人、目黒30人、杉並区514人、葛飾区399人。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区報、HPを通した事業のPRに努める。介護度4以上の認定通知者に制度利用の案内をしている。	引き続き周知を図る。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
改善・見直し	継続	在宅生活の支援を図るため、事業の充実を図る。

議会質問状況 (要旨)	
----------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	通所サービス利用者負担軽減事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	水野	内線	2661
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	通所サービス利用者負担軽減費（01-02-13）※24年度まで					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度	○ 昭和 ● 平成		年度	根拠	荒川区通所サービス利用者負担額（食費）軽減補助金交付要綱	
終期設定	● 有 ○ 無		24 年度	法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕				
目的	介護保険の被保険者が通所介護等を利用した場合、平成17年10月1日より介護保険の保険給付の対象外となった食費について、その費用の一部を補助することにより、被保険者の負担の激変緩和及び介護度の重篤化予防を図る。					
対象者等	介護保険料の賦課段階第1段階から第3段階までに該当する被保険者で、指定介護通所事業所等において、食事の提供を受ける者。ただし、生計困難者に対する利用者負担軽減措置を受けている者は除く。					
内容	通所介護、通所リハビリテーション等の通所系サービスの提供事業所において平成17年10月1日改正前に保険給付の対象となっていた食費の一部を助成する。 1 申請手続 補助金の交付を受けようとする者は認定申請書を区に提出する。補助金の受領を事業所に委任する場合は代理受領委任状を区に提出、事業所は代理受領の申出書を提出する。 2 軽減方法 事業者は認定利用者の補助金額を差し引いたうえで食費を徴収。1食当たりの補助金額については、1日当たりの食費1回分に限り交付することとし、150円（平成24年度）とする。 3 補助金請求方法 事業所は1月分の軽減状況を取りまとめて、翌月末までに補助金請求書を提出する（3月は同月末）区外施設については、対象者がいる区外事業所に関係書類を送り、前期（4～9月）後期（10～3月）でまとめて提出する。					
経過	介護保険法改正により、平成17年10月1日から居住費・食費（調理費）が保険給付外となった。低所得者に対する配慮として補足給付が新たに創設されたが、通所系サービスの利用者については対象外とされていることから同日より実施。6カ月の時限事業として開始したが、利用者の影響を考慮し、毎年経過措置を延長し、平成25年3月31日までとした。					
必要性	食費（調理費）が保険給付の対象外となったことによる、負担増の緩和を目的に実施していたが、実施から7年が経過し、本事業の目的が図られたことから、平成24年度をもって事業を終了。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） ・ 対象となる事業所に対して対象者分の助成を行う。 ・ 区外事業所を利用している対象者に対しては、直接助成を行う。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		11,052	11,803	12,620	14,022	14,587	14,904	
①決算額（25年度は見込み）		11,052	11,803	12,620	14,021	14,587	13,651	
②人件費等		3,587	2,710	2,443	2,616	1,090	1,084	
③減価償却費					872	1,244	1,311	
【事務分担量】（％）		42	32	30	30	40	40	
合計（①+②+③）		14,639	14,513	15,063	17,509	16,921	16,046	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		14,639	14,513	15,063	17,509	16,921	16,046	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	補助食数（延べ）	75,427	79,258	80,963	89,229	92,906	91,004	
	補助認定者数	1,127	1,122	1,281	1,345	1,289	1,225	
	対象施設数	36	46	51	55	55	62	

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	補助金額	14,587	補助金額	13,651		

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	①	補助食数	89,229	92,906	91,004		—	
	②	補助認定者数	1,345	1,289	1,225		—	
	③	対象施設数	55	55	62		—	

（問題点・課題分析）	本事業は当初平成17年10月から18年3月までの時限事業として開始されたが、期間延長され平成24年度までとなった。実施から7年が経過し、本事業の目的が図られたことから、平成24年度をもって事業を終了した。							
他区の実況	（実施 1 区 未実施 21 区） 新宿区							

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①		
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
休止・完了	—	食費（調理費）が保険給付の対象外となったことによる、負担増の緩和を目的に実施していたが、実施から7年が経過し、本事業の目的が図られたことから、平成24年度をもって事業を終了。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	井上	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	介護保険施設等における食費・居住費に対する補助事業（01-02-17）					
事務事業の種類	○新規事業（○25年度 ○24年度） ○建設事業 ●それ以外の継続事業					
開始年度	○昭和 ●平成 21 年度		根拠	荒川区介護保険施設等における食費居住費等負担額軽減補助金交付要綱		
終期設定	○有 ●無 年度		法令等			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	利用者負担第1段階から第3段階まで（本人及び世帯非課税）の低所得者に対する、食費・居住費の補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象とならない者に対し、一定所得水準以下の低所得者の負担を軽減するため、食費・居住費の一部を補助する。					
対象者等	1）本人が区民税非課税（世帯課税）で、世帯の課税合計所得金額が500万以下の者のうち、①または②に該当する者。（生活保護受給者を除く） ①介護保険施設入所者または短期入所生活（療養）介護の利用者のうち、利用者負担第4段階及び特例第4段階の者（右図①） ②利用者負担第4段階及び特例第4段階の者で、認知症対応型共同生活介護または小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスを利用する者。（右図③） 2）利用者負担第1段階から第3段階の者で、認知症対応型共同生活介護または小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスを利用する者（生活保護受給者を除く）（右図②）					
内容	（1）補助対象経費 - 介護保険施設及び認知症対応型共同生活介護の食費・居住費 - 短期入所生活（療養）介護及び小規模多機能型居宅介護の泊まりサービスに係る食費・滞在費 （2）補助単価 右図のとおり （3）給付の流れ ①区は申請書に基づき該当者に対して認定通知書を交付する。 〔区内施設の場合〕 ②利用者はサービスを受ける事業所・施設に代理受領を委任し助成を受ける。 〔区外施設の場合〕 ③利用者は3ヶ月毎に助成を申請する。					
経過	【平成21年度】新規事業として開始 【平成24年度】介護保険課から高齢者福祉課へ事務移管					
必要性	・補足給付対象外である利用者負担第4段階の中でも課税額が小額である所得層に対して、所得等に応じた軽減策が必要であること。 ・施設の空きがないなどの理由により、やむを得ず補足給付対象外施設である認知症対応型共同生活介護等を利用する者への配慮が必要であること。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額			37,924	49,460	38,090	44,123	35,527
	①決算額（25年度は見込み）			18,425	32,728	27,586	30,433	35,527
	②人件費等			1,629	1,308	1,270	948	
	③減価償却費				436	467	1,147	
	【事務分担量】（％）			20	15	15	35	
	合計（①＋②＋③）	0	0	20,054	34,036	29,323	32,528	35,527
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	20,054	34,036	29,323	32,528	35,527	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象者数（施設・SH）※（ ）は実人数			184	186（154）	128（107）	190（138）	242
	対象者数（GH・小規模）※（ ）は実人数			82	88（80）	78（62）	91（79）	124

No2

事務事業分析シート（平成25年度）

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	事務用消耗品等	15	事務用消耗品等	3	事務用消耗品等	26
	役務費	決定通知送付用	118	決定通知送付用	96	決定通知送付用	267
	負担金補助	食費・居住費に対する補助	27,452	食費・居住費に対する補助	30,336	食費・居住費に対する補助	35,234

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 対象者数 (3施設・短期入所)	186 (154)	128 (107)	190 (138)	242	—	
	② 対象者数 (GH・小規模)	88 (80)	78 (62)	91 (79)	124	—	
	③						

（指標） 題分	①制度の内容や申請の方法等について、利用者及びケアマネジャーへの周知が必要である。
他 区 の 実 施 状 況	（実施 0 区 未実施 22 区） 類似施策を実施（利用者負担第4段階の方の特例減額：文京区・台東区・江東区・渋谷区） （グループホーム利用者への補助：奥多摩町）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	申請や請求手続等についての周知方法を工夫する。	制度への理解・利用促進のため、引き続き実施する。
②	区内新規開設事業者に対して制度の説明を実施。	引き続き実施する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者が利用しやすいよう、類似事業との棲み分けを行う。

議 会 （ 要 旨 ） 状 況	
--------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	ふれあい入浴事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	ふれあい入浴事業費（01-02-06）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 57 年度		根拠 法令等	ひとり暮らし高齢者無料入浴券支給要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕				
目的	区内に住所を有するひとり暮らし高齢者に公衆浴場入浴券を支給することにより、地域社会との交流を促進し、閉じこもりや孤独感の解消と健康の維持・増進に資する。					
対象者等	高齢者みまもりネットワーク事業に登録した70歳以上のひとり暮らしの方で、前年度住民税非課税で入浴券を希望する者。 ただし、高齢者住宅に入居している者と生活保護受給者（生保入浴券受給者）を除く。					
内容	・荒川区社会福祉協議会への委託により実施（東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託） ・入浴券は、4月1日時点の対象者に30枚、10月1日時点では15枚を支給する。 ・4月1日現在で対象者名簿を区が作成し、社会福祉協議会に通知する。社会福祉協議会は、「ふれあい入浴券」（@455円）を発行し、郵送（簡易書留）封入をする。 なお、区境地区（南千住3・4・8丁目、西日暮里3丁目）の対象者に対しては、東京都共通入浴券（@420円）を支給する。					
経過	・平成10年度 所得制限（前年度住民税非課税者）と年齢引き上げ（65歳から70歳へ）。 ・平成13年度 東京都共通入浴券（有効期間が7月～）から荒川区独自の「ふれあい入浴券」（有効期間4月～3月）とし、買取方式から精算方式に変更。4月から配布可能となった。 ・平成14年度 該当者には、4月期に1年間分（30枚）を配付。 ・平成18年度 燃料高騰による料金改定（400円→430円） ・平成20年度 燃料高騰による料金改定（430円→450円）					
必要性	地域社会との交流促進、閉じこもりや孤独感の解消及び健康の維持・増進のみならず、介護予防の一助としての役割も果たしている。					
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 社会福祉協議会へ委託し、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部に再委託している。 （平成24年度委託料15187千円）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	18,017	16,175	16,799	16,200	16,200	15,730	13,467
	①決算額（25年度は見込み）	14,854	15,677	14,590	13,609	12,946	11,504	13,467
	②人件費等	1,452	762	570	610	409	542	
	③減価償却費				203	467	655	
	【事務分担量】（％）	15	9	7	7	15	20	
	合計（①+②+③）	16,306	16,439	15,160	14,422	13,822	12,701	13,467
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	16,306	16,439	15,160	14,422	13,822	12,701	13,467
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	配付枚数	37,800	41,895	37,470	32,610	31,140	28,666	24,707
	利用枚数	33,510	36,240	31,850	25,009	23,578	20,028	24,707
	支給者数	1,158	1,226	1,275	1,105	1,094	1,047	1,443
	対象者数	1,301	1,425	1,432	1,403	1,301	1,479	1,443

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費	10,672	事業費	9,040	事業費	11,199
		事務費	161	事務費	209	事務費	185
		管理費	2,113	管理費	1,981	管理費	1,708
				郵送料	275	郵送料	376

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
①	入浴券利用枚数	25,009	23,578	20,028	24,707	24,707	
	支給者数	1,105	1,094	1,047	1,443	1,443	
	利用率（利用枚数÷配布枚数）	76.69%	76.34%	72.92%	100.00%		

（問題点・課題）	・「ふろわり200」事業が6年目に入り順調に利用者を伸ばす中で、趣旨が近似している当該制度の検討。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 券方式 6区、カード（入浴証）方式 12区、他5区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	『ふろわり200』事業が定着し順調に利用者を伸ばし、趣旨が近似している当該制度を見直し、ひとり暮らし高齢者の地域社会との交流を促進する事業に発展的に吸収する。	高齢者入浴事業に統合
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
改善・見直し	改善・見直し	高齢者入浴事業との統合を検討する。

状況（要質問）	・14年二定 ふれあい入浴デーの実施について ・15年一定 半額入浴カードの発行について ・16年一定 半額入浴カードの発行について
---------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者入浴事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者入浴事業費（01-02-16）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 20 年度	根拠	荒川区高齢者入浴事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	満70歳以上の高齢者が、毎週1回、区内の公衆浴場を低廉な料金で利用できることとすることにより、高齢者の健康の保持・増進を図り、あわせて地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用を促進する。				
対象者等	区内在住・在宅で満70歳以上の者				
内容	1 実施回数：平均週1回（年間52回） なお、年度内の転入・年齢到達者等については、申請日（誕生日）から当該年度末まで利用可能とする。この場合の利用回数は、基準日（月曜日）の年度内残日数とする。 2 実施施設：区内30公衆浴場（平成25年4月現在） 3 本人負担：200円（区負担250円） 4 委託先：東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部 5 実施方法：本人若しくは家族の申請に基づき区が「入浴カード」を発行し、本人が入浴カードを公衆浴場に持参・提示するとともに、本人負担金を支払うことにより入浴できるものとする。				
経過	57年度～ 満70歳以上の「ひとり暮らし高齢者届」を受理された前年度住民税非課税の高齢者を対象に「ふれあい入浴券」を配付 20年度 ふれあい入浴事業に加え、新たに高齢者入浴事業を実施（ただし、20年度については5月から事業開始のため、48回） 21年度 所得制限を撤廃し、荒川区在住の70歳以上すべての高齢者を対象とする。				
必要性	対象者の範囲をひとり暮らし高齢者以外にも拡大することにより、より一層、高齢者の健康の保持・増進、地域におけるふれあい及び公衆浴場の利用促進を図ることができる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 1 本人若しくは家族が高齢者入浴事業の利用申請。要件を確認のうえ、高齢者入浴カードを交付 2 高齢者が公衆浴場を利用する際、入浴カードに貼付されているシール1枚をはがしてもらい本人負担金を支払う 3 事業者は、指定の台紙にシールを貼って管理し、年3回（8・12・4月）、浴場組合に実績報告 4 浴場組合は、各実績報告を取りまとめのうえ、区に委託料を請求 5 区は、実績報告を確認・審査のうえ、浴場組合に委託料を支払う 6 更新者については、3月末に入浴カードを送付する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額		21,708	41,498	49,396	49,339	53,453	53,898
	①決算額（25年度は見込み）		15,825	39,434	43,003	44,534	45,697	53,898
	②人件費等		1,525	1,629	558	2,371	948	
	③減価償却費				581	871	1,147	
	【事務分担当】（%）		18	20	20	28	35	
	合計（①+②+③）	0	17,350	41,063	43,561	47,776	47,792	53,898
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	17,350	41,063	43,561	47,776	47,792	53,898
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象者数(各年1月1日現在)		19,700	29,999	30,444	31,094	31,993	33,457
	申請者数		3,064	5,410	5,673	6,231	6,601	7,500
	利用者延べ回数		62,219	154,312	169,222	175,219	179,951	210,000

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	消耗品費	消耗品費	64	消耗品費	38	消耗品費	62
	印刷製本費	印刷製本費	337	印刷製本費	273	印刷製本費	293
	役務費	役務費	312	役務費	332	役務費	375
	委託料	委託料	48,353	委託料	45,054	委託料	53,168

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 申請者数	5,673	6,231	6,601	7,500	8,000	各年4月1日現在
	② 利用回数(延べ回数)	169,222	175,219	179,951	212,356	212,356	25. 26年度は見込
	③						

(問題点・課題分析)	・ 浴場組合員の廃業が相次ぎ、地域によって差異がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区) 文京区「シニア入浴デー」（60歳以上、毎週火曜日、自己負担100円）、台東区「高齢者入浴券」（65歳以上年間20枚、自己負担50円）、北区「高齢者ヘルシー入浴補助券」（70歳以上、年間24枚、自己負担100円）など。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	近隣区への入浴利用が出来るよう引き続き検討する。	引き続き検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	高齢者の閉じこもり防止のために利用率の向上を図る。

状況（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	緊急通報システム事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	大久保	内線	2678
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	緊急通報システム事業費（01-02-07）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 元 年度		根拠	荒川区高齢者緊急通報システム事業運営要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市Ⅰ				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	日常生活を営む上で、急病で倒れるかもしれない等の不安を抱えている、ひとり暮らし高齢者等の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図る。					
対象者等	原則として65歳以上のひとり暮らし及び夫婦等の高齢者世帯であって、日常生活を営む上で急病で倒れるかもしれない等の不安をもっている者。（日中独居含む）					
内容	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病になった時、あるいは突発的な事故で動けなくなった場合に、使用している機種に応じ、機器の押しボタン又はペンダントを押す。従来型は、東京消防庁へ通報され、消防庁から利用者宅に確認の電話が入るとともに、利用者が電話に出られないなどの緊急事態が予想される場合には救急車が出動し、消防庁から連絡を受けた緊急通報協力員が訪問して安否確認や消防庁への通報・救助協力などを行う。※従来型の新規設置は実施していない。 民間方式は、ボタンを押すと委託会社に通報され、利用者から救急車両の要請があった場合には、それに応じ消防庁等に連絡する。同時に委託会社の警備員が駆けつける。※住民税課税状況、身体状況により自己負担有。					
経過	○平成6年度 自己負担撤廃（無線ペンダントの費用を階層別に負担） ○平成10年 11月の機器更新時から生活防水にする。 ○平成11年 7月より予算枠（年間配置台数）を廃止し、必要に応じて設置することとした。 ○平成12年度 自己負担（住民税課税者は設置費用の1割）を導入 ○平成13年度 協力員に対する活動謝礼を区内共通お買い物券に変更（活動期間6ヶ月未満の者は3,000円、6ヶ月以上の者は6,000円。12年度までは月額1,000円を3ヶ月ごとに協力員の口座に振込。） ○平成14年度以降毎年、緊急通報協力員連絡会を開催し、活動謝礼の交付と消防署員による講義を行っている。 ○平成22年度新規・更新分より民間事業社方式の緊急通報システムを導入 ○平成23年度10月より、対象要件を拡大し、疾病のない方も利用可能となった。					
必要性	高齢者の在宅支援・不安解消を目的とした事業であり、必要性は高い。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 申請を受け、実態調査を行った上で設置が決定される。消防庁に（決定）通知するとともに業者に設置を委託する。 緊急通報システム委託 岩通販売（株）（平成25年度 委託料8,663千円） 民間方式委託先 上陽テクノ（株）（平成25年度 委託料22,454千円）※疾病なし分819千円含む					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		19,216	19,385	18,846	20,727	24,062	25,581	31,672
①決算額（25年度は見込み）		18,969	19,190	18,127	17,839	19,886	21,813	31,672
②人件費等		1,879	1,525	3,665	3,924	4,658	4,544	
③減価償却費					1,307	1,711	1,802	
【事務分担当】（%）		150	150	140	45	55	55	
合計（①+②+③）		20,848	20,715	21,792	23,070	26,255	28,159	31,672
国（特定財源）								
都（特定財源）		4,624	3,673	5,114	5,159	10,435	14,795	16,626
その他（特定財源）		154	62					
一般財源		16,070	16,980	16,678	17,911	15,820	13,364	15,046
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	直通設置台数（新規・更新）	83	171	83	0	0	0	0
	民間緊通（新規）				162	147	389	240
	設置台数 民間・直通計	598	676	670	727	785	838	1,081
	緊急通報協力員数	888	919	897	745	583	351	461
	協力員内謝礼対象者数	521	532	717	579	451	265	300

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	協力員謝礼等	1,884	協力員謝礼等	1,068	協力員謝礼等	1,297
	委託料	システム稼動料等	17,923	システム稼動料等	20,693	システム稼動料等	30,298
	使用料及び賃借料	協力員連絡会会場使用料	17	協力員連絡会会場使用料	17	協力員連絡会会場使用料	18
	役務費	協力員連絡会等通知用郵送料	63	協力員連絡会等通知用郵送料	37	協力員連絡会等通知用郵送料	59

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
①	設置台数 民間・直通 合計	727	785	838	1,081	1,500	
②	直通型発報件数（協力員出動件数）	81(48)	70(36)	43(30)	—	—	
③	民間方式機動員出動件数	11	59	124	—	—	

（問題点・課題）	・利用者を増やすべく周知を徹底する。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 区） 民間方式の緊急通報システム導入区 20区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	社会福祉協議会、民生委員協議会、地域包括支援センター等との連携を深め、対象者の把握に努める。	引き続き実施。
②	民間方式の導入に移行した効果を検証しつつ、必要な対象者へ民生委員を通して周知させるとともに、いきいきサロンや町会などの会合で広報活動を行う。	引き続き実施。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	高齢者の見守りを強化するために、利用者の拡大を図る。

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者配食見守りサービス事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤																																				
		担当者名	井上	内線	2677																																				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者配食見守りサービス事業費（01-02-19）																																								
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																																								
開始年度	○ 昭和 ● 平成 5 年度		根拠	高年齢者配食見守りサービス事業実施要領																																					
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等																																						
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画																																					
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]																																							
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																																							
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]																																							
目的	自立生活に不安のある在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者等への支援の一環として、昼食の宅配を活用し、利用者の安否の確認や見守りを行い、孤独感の解消を図る。																																								
対象者等	申請をした者のうち、以下の基準にすべて該当する者。 ① 65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等に属する者 ② 自立生活に不安があるにもかかわらず、日中における安否の確認の手段がない者 ③ 身体的状況等により、食事の調理ができずに食事に事欠くなど、栄養補給が十分できない者																																								
内容	① 本業務は、適当と認める民間事業者（以下「業者」という。）に委託し、実施する。 ② 月～日曜日（週7日）の昼食を配食する。（24年度までは、配食日数を事前に調査をして決めていたが、25年度からは配食日数の制限を無くす。ただし、介護保険等のサービスを利用する日は配食日から除外する。各業者によって配食可能な曜日と地域は異なる。） ③ 業者が利用者宅まで昼食用の弁当を届け、日中の時間帯における利用者の安否を確認する。 ④ 安否確認時に異常があれば、業者を通じて連絡を受けた区が、緊急連絡先等への電話連絡の対応をする。																																								
	平成25年度における受託事業者一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 者 名</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> <th>本人負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>花よりだんご</td> <td>荒川1-11-20</td> <td>3802-6211</td> <td>180円～680円</td> </tr> <tr> <td>NPO法人荒川ケアサポートひだまり</td> <td>荒川8-1-6</td> <td>3807-5428</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>北畔</td> <td>町屋3-29-14</td> <td>3895-8648</td> <td>500円～600円</td> </tr> <tr> <td>(株)NRE大増</td> <td>西尾久7-48-1</td> <td>3810-7551</td> <td>500円～550円</td> </tr> <tr> <td>宅配クック123</td> <td>西日暮里6-27-4</td> <td>5901-4567</td> <td>300円～450円</td> </tr> <tr> <td>センターミール城東</td> <td>足立区千住仲町28-2</td> <td>5813-5801</td> <td>350円～600円</td> </tr> <tr> <td>みすず亭</td> <td>台東区浅草1-29-9</td> <td>3843-2783</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>まごころ弁当</td> <td>西尾久7-29-8</td> <td>5692-4016</td> <td>250円～550円</td> </tr> </tbody> </table>					業 者 名	所 在 地	電話番号	本人負担額	花よりだんご	荒川1-11-20	3802-6211	180円～680円	NPO法人荒川ケアサポートひだまり	荒川8-1-6	3807-5428	350円	北畔	町屋3-29-14	3895-8648	500円～600円	(株)NRE大増	西尾久7-48-1	3810-7551	500円～550円	宅配クック123	西日暮里6-27-4	5901-4567	300円～450円	センターミール城東	足立区千住仲町28-2	5813-5801	350円～600円	みすず亭	台東区浅草1-29-9	3843-2783	400円	まごころ弁当	西尾久7-29-8	5692-4016	250円～550円
業 者 名	所 在 地	電話番号	本人負担額																																						
花よりだんご	荒川1-11-20	3802-6211	180円～680円																																						
NPO法人荒川ケアサポートひだまり	荒川8-1-6	3807-5428	350円																																						
北畔	町屋3-29-14	3895-8648	500円～600円																																						
(株)NRE大増	西尾久7-48-1	3810-7551	500円～550円																																						
宅配クック123	西日暮里6-27-4	5901-4567	300円～450円																																						
センターミール城東	足立区千住仲町28-2	5813-5801	350円～600円																																						
みすず亭	台東区浅草1-29-9	3843-2783	400円																																						
まごころ弁当	西尾久7-29-8	5692-4016	250円～550円																																						
	※ NPO法人荒川ケアサポートひだまりは25年4月までの配食で終了																																								
経過	・平成12年度 新たに「介護予防・生活支援事業」で定められたサービスメニューのひとつとなる。また、1食あたりの食材費を340円から400円に見直し、さらに減免措置（住民税非課税者は半額）を廃止する等、受益者負担の適正化を図る。 ・平成13年度 配食見守り業務の委託先を通所サービスセンターから区内の民間業者へ切り替える。 ・平成18年度 1食当たりの自己負担額を350～650円（原則400円又は500円）とし、区は委託料として1件当たり350円を事業者を支払う仕組みに変更した。 ・平成25年度 配食日数上限の緩和をするとともに一件当たりの委託料を250円に変更した。																																								
必要性	配食見守りサービスは、自立生活に不安のある一人暮らし高齢者等の安否の確認や見守り等だけではなく、低栄養の状態を防止して、食事面から健康を維持する観点からも必要性が高い。																																								
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） サービス利用に当たっての申請の受理や利用評価等の利用承認の決定をするほか、利用者の経過観察や緊急時の対応等を、地域包括支援センターと民間事業者とで連携して行う。																																								

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	8,839	8,833	8,833	6,632	8,090	9,990	11,650
	①決算額（25年度は見込み）	8,453	7,572	7,319	6,598	7,894	9,648	11,650
	②人件費等	2,733	1,694	4,072	4,360	4,235	4,131	
	③減価償却費				1,453	1,555	1,639	
	【事務分担当量】（%）	32	20	50	50	50	50	
	合計（①+②+③）	11,186	9,266	11,391	12,411	13,684	15,418	11,650
	国（特定財源）	3,423	3,067	2,927	2,639	2,708	0	0
	都（特定財源）	1,711	1,533	1,463	1,319	1,354	4,820	5,825
	その他（特定財源）		2,972	2,929	1,319	2,709	0	0
	一般財源	6,052	1,694	4,072	7,134	6,913	10,598	5,825
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	延べ配食数	23,929	21,413	20,691	18,623	22,271	27,286	33,000
	登録者人数	493	495	485	488	445	511	528
	実利用者数	247	233	223	201	240	272	268
	配食事業者数	6	6	6	8	10	9	8

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	印刷製本費（チラシ）	99	印刷製本費（チラシ）	98	印刷製本費（チラシ）	100
	委託料	配食見守り委託料	7,795	配食見守り委託料	9,550	配食見守り委託料	11,550

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
① ② ③	利用状況（延べ配食数）	18,623	22,271	27,286	33,000	39,600	25年度は見込み（前年度の1.2倍）

（問題点・課題分析）	・高齢者の健康を構築するために、配食業者が提供している食事の質及び量等を向上させる必要がある。 ・お昼の配食しか行っていないが、夕食のサービスを希望する声もあり夕食時の配食体制を検討する必要がある。
他区の実施状況	（実施 21 区 未実施 1 区） 実施している区のうち、足立区は当区のように業務委託の形態をとっておらず、「あだち配食サービス協力店」（22業者 H25.6.1現在）に直接配食を申し込むこととなっている。 昼食・夕食を実施している区は千代田区・中央区・台東区・江東区・品川区・目黒区・渋谷区・板橋・葛飾区9区である。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	緊急時に迅速な対応がとれるよう、業務委託先の業者、地域包括支援センターとの連携をさらに強化する。	引き続き、迅速な対応がとれるように業者と地域包括支援センターとの連携をさらに強化する。
②	業者が作成する献立や調理済みの弁当について、栄養学の視点から考察し、専門的意見として献立の内容や調理方法に反映させる。	引き続き、栄養学の視点から考察し、専門的意見として献立の内容や調理方法に反映させる。
③	荒川区社会福祉協議会では、「宅配夕食サービス」を行っているため、連携について検討する。	引く続き検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	高齢者の見守りを強化するために、利用者の拡大を図る。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	交通安全杖支給事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	保坂（慶） 村山	内線	2678
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	交通安全杖支給事業費（01-02-08）					
事務事業の種類	○ 新規事業 （○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 54 年度		根拠	荒川区交通安全杖の支給等に関する事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕				
目的	杖を使用しなければ歩行困難な高齢者に対し、外出時の補助具となる歩行杖を支給し、日常生活の便に供する。					
対象者等	満65歳以上の前年度住民税非課税者で杖を使用しなければ歩行が困難な者。					
内容	〔手続き〕 ・申請（本人・家族・ケアマネ・民生委員）を窓口で受付、必要性と支給要件を確認、支給決定（決定通知と杖を支給）する。 - 本人の身長や持ち具合を見て、長さを調整する。（切断） *24年度より窓口で本人が直接手続き。受領ができるようになった。 〔杖の種類及び価格〕 ・T字杖（重量280g～300gの範囲、ウレタン樹脂製の握り） ・Sサイズ（790^{mm}×19φ） Lサイズ（850^{mm}×19φ） Tサイズ（900^{mm}×19φ）					
経過	・昭和54年1月に開始、平成元年4月に地域振興部から事業移管された。 ・平成10年度より所得制限（前年度住民税非課税者）を導入し、平成13年度以降は杖の再交付を廃止した。 ・平成14年度、交通災害共済の廃止に伴い、区独自の区民交通傷害保険（月加入）に加入する。 ・平成15年度、区独自の区民交通傷害保険（月加入）方式が廃止となり、保険の加入を廃止した。 ・平成16年度より区の直営となる。（平成元年4月から平成15年度までは、社会福祉協議会に委託）					
必要性	杖を使用しなければ歩行困難な者に対し外出時の歩行補助具である杖を支給することは、交通安全対策と介護予防の一助となっており必要である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	368	158	158	210	394	315	281
	①決算額（25年度は見込み）	368	0	158	210	394	315	281
	②人件費等	854	414	489	558	545	1,097	
	③減価償却費				581	622	655	
	【事務分担量】（%）	10	12	20	20	20	20	
	合計（①+②+③）	1,222	414	647	1,349	1,561	2,067	281
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	184	0	79	105	196	157	140
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,038	414	568	1,244	1,365	158	141
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	支給者数	121	126	154	131	119	106	107

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	交通安全杖	394	交通安全杖	315	交通安全杖	281

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度（見込）	目標値（26年度）	
標	①	交通安全杖支給数	131	119	106	107	107	
	②							
	③							

（問題点・課題）	○杖の種類は、S（79センチ）、L（85センチ）、T（90センチ）の3種類を用意しており、在庫数確認を随時行い、適正な支給ができるよう管理する。
他区の実況	（実施 7 区 未実施 15 区） 中央、新宿、文京、練馬、足立区、墨田区、板橋区 その他 シルバーカー・車椅子等の貸与等を実施している区19区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者の使いやすいサイズを支給できるよう、聴取調査を充実させる。	引き続き実施
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者が安全に外出できるよう支援する。

議会（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	軽度要介護者等寝台賃借料補助事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	保坂	内線	2667
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	特殊寝台貸与自己負担軽減費（01-02-14）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠	荒川区軽度要介護者等寝台賃借料補助金交付要綱		
終期設定	● 有 ○ 無 24 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕				
目的	介護保険法の改正により、軽度の要介護者等に対する寝台の貸与が保険給付等の対象でなくなったことに伴い、保険給付等として寝台の貸与を受けていた者に対して、自己の負担により寝台の賃借を行う場合の費用の一部を補助することにより、負担の軽減を図るものとする。					
対象者等	要支援 1・2 又は要介護 1 の認定を受けた者で、次の要件の全てを満たす者 ① 18 年 3 月 31 日現在、介護保険給付等により特殊寝台の貸与を受けていた者 ② 寝台の貸与が必要と区長が認めた者 ③ 介護保険の利用者負担段階が第 1 段階から第 3 段階までの者又は生活保護受給者					
内容	[賃借助成] 補助限度額 月額 1,500 円を上限とする。					
経過	○ 本事業は、18 年 10 月から 20 年 3 月までと、時限を定めて導入。なお、購入助成については、18 年度の実施 [購入助成]（18 年度のみ） 1 補助対象経費 18 年 4 月 1 日から 19 年 3 月 31 日までの期間に支払った寝台購入費の 1/2。ただし、生活保護受給者は 10/10 2 補助限度額 27,000 円。ただし、生活保護受給者は 54,000 円 ○ 助成対象者の現状を踏まえ、賃借料補助については 26 年 3 月まで延長					
必要性	法改正に伴う経過措置であり、一定の必要性はある。					
実施方法	（1 直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 1 補助金の請求 申請者は、補助対象経費として支出した寝台賃借料 3 月分をまとめて、当該支出をした最終月の翌月末までに、請求書に領収書等を添えて補助金の請求を行う。 2 補助金の交付 区長は、請求内容を審査のうえ、速やかに補助金を交付する。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		945	738	540	342	198	126	54
①決算額（25年度は見込）		497	311	200	152	107	54	54
②人件費等		2,306	414	245	279	273	271	
③減価償却費					291	311	328	
【事務分担当】（%）		27	12	10	10	10	10	
合計（①+②+③）		2,803	725	445	431	107	653	54
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		2,803	725	445	431	107	54	54
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	対象者数	52	41	19	11	10	5	5
	利用者数（25年度は見込み）	39	23	16	11	7	3	5
	賃借助成件数（延べ）※25年度は見込み	331	208	135	103	71	30	36
	購入助成件数（延べ）	—	—	—	—	—	—	—

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	寝台賃借料補助	107	寝台賃借料補助	54	寝台賃借料補助	54

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	①	補助件数（延べ）	103	65	30	36	60	
	②							
	③							

問題点・課題 (指標分析・課題)	介護保険法の改正に伴う経過措置であり、助成対象者数の推移等を踏まえたうえで、事業終了について検討する必要がある。							
	（実施区 未実施 22 区）							
他区の実況	なし							

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成18年度～20年度末までの期限付き事業であり、新規受付は行っていない。平成20年度41人の対象者が24年度は5人で請求者は3人のみ。事業終了の時期について検討する。	
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
改善・見直し	改善・見直し	経過措置を踏まえ、事業の必要性を検討する。

議 会 （要 質 問 状）	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者マッサージ事業 (在宅介護者マッサージ事業)		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	武岡	内線	2677
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	高齢者マッサージ事業費（01-02-18）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度		根拠	在宅介護者元気回復マッサージサービス事業実		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	施要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕				
目的	在宅で高齢者を介護している家族などである介護者に対し、無料マッサージ券を支給することによって介護者の慰労及び心身のリフレッシュを図る。					
対象者等	65歳以上の要介護4・5の者を在宅で介護する者（主たる介護者）。ただし、要介護者が長期入所・長期入院している場合は除く。					
内容	在宅で高齢者を介護している家族などである介護者に対して、無料マッサージ券（1人年2回）を支給する。					
経過	・ 65歳以上の高齢者のリハビリを補完するものとして在宅高齢者通所サービスセンターで通所者を対象にマッサージを実施していたが、介護報酬による運営に移行したことにより在宅高齢者通所サービスセンターとしてのマッサージ事業が廃止されたため、15年度から区が引き継いで実施した。 ・ 16年度から社会福祉協議会で実施しているマッサージ事業と調整を図り利用者負担を導入。 ・ 17年度から、社会福祉協議会がひろば館を会場として実施していたマッサージ事業と区で引き継いだ通所サービスセンターで実施しているマッサージ事業を廃止する。 ・ 18年度から要介護4・5の者を在宅で介護する者に対して実施。					
必要性	在宅で高齢者を介護している家族等の介護者の慰労及び心身リフレッシュを図る。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 区が荒川区鍼灸按摩マッサージ師会と契約を締結し（1回5,000円、実績払い）、サービス利用者の希望に応じて自宅または施術所において、区が利用者に対して発行する無料マッサージ券（1人年2回分）と引き換えにマッサージを行う。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	4,210	1,548	4,112	4,112	1,828	1,982	1,797
	①決算額（25年度は見込み）	1,392	1,548	1,581	1,770	1,397	1,278	1,797
	②人件費等	1,879	678	1,629	279	273	271	
	③減価償却費				291	311	328	
	【事務分担当量】（％）	20	8	20	10	10	10	
	合計（①＋②＋③）	3,271	2,226	3,210	2,340	1,981	1,877	1,797
	国（特定財源）	563	606	632	707	558	0	0
	都（特定財源）	281	303	316	353	280	0	0
その他（特定財源）	548	639	633	636	559	0	0	
一般財源	1,879	678	1,629	644	584	1,877	1,797	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	延べ利用者数	264	297	298	320	265	243	330
	対象者数	1,374	1,040	1,526	1,430	1,081	812	765

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	消耗品	17	消耗品	12	消耗品	18
	役務費	郵便料	55	郵便料	52	郵便料	129
	委託料	マッサージ委託	1,325	マッサージ委託	1,215	マッサージ委託	1,650

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	①	延べ利用者	320	265	243	330	—	
	②							
	③							

(問題点・課題)	事業委託している「荒川区マッサージ師会」の登録事業者数が10店舗であり、地域も偏っている。利用率が低いことから、マッサージ以外の方法の検討が必要である。
他区の実施状況	（実施 2 区 未実施 20 区） 台東区：申請制で3,000円相当のマッサージ券が鮎券が選択できる。 江戸川区：ボランティアによる自宅で介護している方や介護される方、乳幼児の子育て中の保護者のマッサージを実施

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	「荒川区マッサージ師会」に店舗数を増やすよう依頼する。マッサージ師からの問い合わせには、積極的に加入するよう勧めてもらう。	利用者が選べる店舗が増え、より近隣の店舗を選択できるよう、引き続き要望していく。
②	他区の状況も鑑みながら方法を検討する。	引き続き検討する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	利用店舗拡充を図るため、事業者と調整を図る。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者みまもりステーション運営事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	吹谷	内線	2661
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者みまもりステーション運営事業費（01-22-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 23 年度		根拠	シルバー交番設置事業実施要綱（都）、荒川区		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	高齢者みまもりステーション事業実施要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市Ⅰ				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、その生活実態の把握や、地域の関係機関（町会・自治会、民生委員、地域包括支援センター等）と連携して高齢者に対する見守りや安否確認を行うとともに、緊急通報システムを活用した緊急時の対応等の必要な支援を行うことにより、在宅高齢者の安全、安心を確保することを目的とする。					
対象者等	原則として65歳以上の者並びにその家族及び親族					
内容	区、地域包括支援センター、その他関係する機関等と連携を図りながら、次に掲げる業務を実施する。 1 総合相談、実態把握及び安否確認 （1）在宅高齢者等に関する相談対応、生活実態の把握及び情報収集（実態把握に基づく台帳の作成） （2）戸別訪問や電話連絡による安否確認 （3）介護・福祉サービスに関する情報提供及び専門機関の紹介 2 みまもりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築、関係機関等との連携及び支援 （1）ネットワークの構築及び強化 （2）戸別訪問や電話連絡による見守り、関係機関等に対する見守り活動の支援及び助言 （3）見守りや支援が必要な高齢者に対するネットワーク事業及び介護・福祉サービス等の登録勧奨 3 民間緊急通報システム（以下「システム」という。）事業の利用勧奨及び発報情報に基づく実態把握見守りや支援が必要な高齢者に対するシステムの利用勧奨、システムの発報時における安否確認 4 ネットワーク会議（以下「会議」という。）等の開催及び運営並びに関係機関等との連携 （1）年3回の会議の開催及び運営、並びに関係機関等との情報交換及び課題検討 （2）区職員及び高齢者みまもりステーション職員による実務検討 5 その他必要と認められる業務					
経過	平成23年 7月 南千住・荒川・町屋・尾久（西尾久）・日暮里（西日暮里）の5地区に開設。 平成25年10月 新たに尾久（東尾久）・日暮里（東日暮里）の2地区に増設予定。					
必要性	高齢者みまもりステーション（以下「ステーション」という。）は、在宅高齢者の安全・安心を確保することを目的として、地域包括支援センターの相談支援業務を支援・補完するとともに、地域の高齢者のネットワークの構築、高齢者の生活実態の把握及び安否確認等の業務を専門的に行っていくことから、その必要性は非常に高いといえる。					
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 1 地域包括支援センターの運営に関する委託業務を受託している社会福祉法人に委託する。 2 原則、相談員1名（原則として、社会福祉士又は主任介護支援専門員の資格を有する者）及び事務職員1名（相談員の業務を補佐する者）の計2名により実施している。 3 各地域包括支援センターに併設して実施する。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額						52,460	46,699	53,419
①決算額（25年度は見込み）						41,971	39,046	53,419
②人件費等						2,541	1,652	
③減価償却費						933	655	
【事務分担当量】（％）						30	20	
合計（①+②+③）		0	0	0	0	45,445	41,353	53,419
国（特定財源）						14,994	0	0
都（特定財源）						12,914	19,522	26,709
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	17,537	21,831	26,710
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	高齢者みまもりステーション設置数	—	—	—	—	5	5	7

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	業務委託料	38,889	業務委託料	38,889	業務委託料	43,000
		システム設置経費	17	システム設置経費	158	システム設置経費	819
						業務委託料（新規設置）	9,600

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	①	相談件数		3,015	5,410	5,700	6,000	
	②	相談員による見守り訪問回数		2,529	3,949	4,500	4,700	実態把握を含む
	③	緊急通報システム設置数		4	5	6	10	疾病要件非該当の新規設置件数

（問題点・課題）	・ステーションが地域の高齢者に関する身近な相談窓口として機能を果たすために、多くの区民の方々に認知してもらう必要がある。 ・ネットワークの構築を推進するために、既存の関係機関等との連携を強化するだけでなく、多くの高齢者が利用する医療機関・公衆浴場・地域の商店等の地域の社会資源を最大限に活用しながら、「高齢者の見守り」のネットワークを整備していく必要がある。
他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区） 墨田、豊島、港、品川、足立、中野

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	町会・自治会役員、民生委員や高齢者クラブ等を対象に「みまもり講座」を開催して、みまもる側に向けた具体的なみまもり方法の周知を図る。	引き続き、町会・自治会役員、民生委員や高齢者クラブ等を対象に「みまもり講座」を開催して、みまもる側に向けた具体的なみまもり方法の周知を図る。
②	地域の関係機関との連携を強化し、対象者や親族等、みまもられる側に向けてみまもりステーションの認知度を向上させ、相談しやすい環境の構築を図る。	引き続き、対象者や親族等、みまもられる側に向けてみまもりステーションの認知度を向上させ、相談しやすい環境の構築を図る。
③	担当する高齢者人口が特に多い尾久地域、日暮里地域については、各1箇所増加する。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の安否確認、実態把握を行うとともに、地域で高齢者を見守る拠点となるよう関係機関と連携を図る。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者みまもりネットワーク事業 (ネットワーク)	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	吹谷	内線	2661
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(25年度)	高齢者みまもりネットワーク事業費(01-02-12)				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 25年度 ○ 24年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 23 年度	根拠	荒川区高齢者みまもりネットワーク事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市Ⅰ			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	区と地域の関係機関等とが相互に連携して高齢者に対する見守り活動（以下「見守り等」という。）を行う見守りのネットワーク（以下「みまもりネットワーク」という。）を構築することにより、高齢者の孤独感を解消し、また緊急時又は災害時には高齢者に対して迅速に対処できる仕組みを整備することにより、区内の在宅高齢者の安全を確保し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを行う。				
対象者等	区内に住所を有する在宅高齢者のうち、次のいずれかに該当し、区に申請をしたもの (1) 75歳以上の一人暮らしの高齢者世帯又は75歳以上の高齢者のみの世帯にある者 (2) 介護保険における要介護3以上の認定を受けている者 (3) その他日中一人暮らし高齢者で介護、見守り等が必要であると認める者				
内容	次に掲げる事業内容を実施する。 (1) みまもりネットワークの構築及びその構築に必要な総合的な連絡及び調整等の実施 (2) 広報及び普及啓発の実施 (3) みまもり名簿の作成及び更新並びに関係機関等へのみまもり名簿の提供 (4) 高齢者に対するひと声運動、日ごろの見守り等及び個別支援の実施 (5) 緊急時又は災害時における安否確認、救援活動等の実施 (6) 緊急通報システム事業、配食見守りサービス事業、新聞販売店による見守り活動、救急医療情報キット配付事業及びごみの戸別収集事業における事業登録者の利用履歴及び利用状況の把握 (7) みまもりネットワーク連絡会等の関係者会議の開催 (8) 熱中症対策の実施 (9) ネットワーク連絡会等における見守り活動の事例紹介、区及び関係機関間の情報交換、課題検討 (10) その他、必要と認められること				
経過	平成13年度 本事業の前身である「支えあい見守りあいネットワーク事業」を区内の一部地域で開始 平成14年度以降は、区内の全地域に拡大して実施 平成23年度 目的の類似する既存事業を統合・整理を行い、本事業を開始				
必要性	見守り活動を希望する一人暮らし高齢者等に対して行う平常時の声掛け、安否確認及び災害時の避難援助、救援活動の効率化を図るとともに、区と関係機関との情報の交換・共有ができる場を設けることは、今後の見守り活動のさらなる充実を図れることから、その必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 区が、見守りを希望する高齢者を「みまもり名簿」に登録して、区、地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション、民生委員、町会・自治会等の関係機関で共有し、名簿を有する機関は、当該名簿登載者を平常時の声掛け・見守り、緊急時における迅速かつ適切な対応及び災害時の避難援助・救援活動等を行う。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	148	159	3,358	372	9,181	12,281	3,858
	①決算額（25年度は見込み）	104	137	2,698	24	6,339	8,981	3,858
	②人件費等	854	847	2,036	3,488	9,250	8,945	
	③減価償却費				1,162	3,608	3,759	
	【事務分担量】（％）	10	10	10	40	116	115	
	合計（①＋②＋③）	958	984	4,734	4,674	19,197	21,685	3,858
	国（特定財源）							
	都（特定財源）					1,236	1,589	2,183
その他（特定財源）								
一般財源	958	984	4,734	4,674	17,961	20,096	1,675	
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	登録者人数	3,847	3,804	3,914	3,768	4,432	4,585	4,750
	ひと声運動対象者のべ人数	4,209	4,095	4,023	3,856	7,491	7,845	8,000
	関係機関数	6	6	6	7	7	8	8

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃金	臨時職員雇用	309	臨時職員雇用	65	臨時職員雇用	144
	報償費	講演会講師報償	39	講演会講師報償	39	講演会講師報償	39
	一般需用費	消耗品費・印刷製本費	5,494	消耗品費・印刷製本費	2,326	消耗品費・印刷製本費	2,136
	役務費	郵送料	875	郵送料・手数料	22	郵送料・手数料	589
	委託料	封入作業委託	0	システム改修・熱中症予防	6,513	熱中症予防委託費	1,500
	使用料	会場使用料	18	会場使用料	19	会場使用料	30

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 登録者人数	3,768	4,432	4,585	4,750	4,900	年度末時点の人数
	② 民生委員1人当たりの対象者 人数の平均	19.1	22.2	22.9	23.8	24.5	見守り活動民生委員数200名
	③ みまもりツールの利用率		1.95	2.09	2.10	2.15	見守りサービス（一声、緊急通報システム、キット、配食、新聞）の利用率

（問題点・課題）	自主的かつ積極的な見守り活動を確保するために必要な意識啓発、地域の機運づくりを行い、さらなる関係機関の増加を図る。 登録者の増加傾向に対応するため、関係機関による見守り活動の負担軽減を検討すること。 災害時における安否確認や救援活動について、区及び関係機関の具体的な役割や取組内容を決めていくこと。
	（実施 18 区 未実施 4 区） 港、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、渋谷、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川 （※荒川区とほぼ同様の趣旨・目的・方法で実施している自治体を掲載した。）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高齢者の実体把握のため、関係機関の拡大と、各対象者の心身、居住、健康等の様々な状況に応じたみまもりツールの普及を図る。	引き続き、高齢者の実体把握のため、関係機関の拡大と、各対象者の心身、居住、健康等の様々な状況に応じたみまもりツールの普及を図る。
②	適切な安否確認と、情報提供の見直しを行う。	適切な安否確認と、情報提供の見直しを行う。
③	区及び関係機関が共通の認識の下で、災害時における具体的な安否確認や救援活動を実施できるよう、マニュアルや業務フローの策定を検討する。	区及び関係機関が共通の認識の下で、災害時における具体的な安否確認や救援活動を実施できるよう、マニュアルや業務フローを策定する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の実態を把握し、地域で見守る仕組みを構築する。

議会議決（要旨）	平成20年三定 「高齢者等要支援者マップ」の作成について
----------	------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者みまもりネットワーク事業（救急医療情報キット配布事業）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤				
		担当者名	村山	内線	2678				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者みまもりネットワーク事業費（01-02-12）								
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業								
開始年度	○ 昭和 ● 平成 22 年度	根拠	荒川区におけるひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定書						
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等							
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画					
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市Ⅰ							
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]							
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]							
目的	救急隊が救急処置や救急搬送を速やかに行えるようにするため、必要な医療情報を記載したシート等を保管する「救急医療情報キット」（以下「キット」という。）を配付して見守りを必要とするひとり暮らし高齢者の方の不安の軽減を図る。								
対象者等	高齢者みまもりネットワーク事業における、みまもり名簿に登載されている者								
内容	【概要】 キットとは、「かかりつけ医」等の医療情報を記載したシート、「健康保険証」等の写しを入れ自宅に保管、高齢者の情報を伝えるための専用の容器である。 救急時に、駆けつけた救急隊が、キットに保管されている医療情報等から、救急活動に必要な情報を迅速かつ適切に把握できるため、速やかな救急処置や救急搬送、搬送先の医療機関との円滑な連携が期待できる。なお、キットの保管場所は各家庭内にある冷蔵庫としている。 【保管場所を冷蔵庫内とする理由】 冷蔵庫がほとんどの家庭の台所にあり、そこを保管場所とすることで、救急隊員が容易にキットを探し出せる。また、玄関扉の内側と冷蔵庫正面に保管を示すステッカーを貼付することで、救急隊員に知らせることができる。 【キット容器内に保管するもの】 ①救急情報シート（氏名、住所、性別、生年月日、かかりつけ医、服薬情報、持病、緊急連絡先等を記載する用紙） ②写真（ご本人であることを確認できるもの） ③健康保険証、診察券、薬剤情報提供書またはお薬手帳の各写し ※②及び③は本人に用意いただく。								
経過	平成23年3月～事業実施								
必要性	対象者が急変した時に、救急隊が必要な医療情報を的確に把握して迅速に救急救命活動が行えるとともに、これまで多くの自治体で配付され、荒川区においても、このキットが有効に活用されたという事例もあることから、その必要性は高い。								
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員） 荒川区高齢者見守りネットワーク事業における見守り名簿に登載された者のうち、キットの利用を希望する者には無償で支給する。								

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額					2,232	575	1,271	580
①決算額（25年度は見込み）					1,587	196	290	580
②人件費等					1,744	2,117	542	
③減価償却費					581	778	655	
【事務分担量】（%）					20	25	20	
合計（①+②+③）		0	0	0	3,912	3,091	1,487	580
国（特定財源）								
都（特定財源）					1,116	287	145	290
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	2,796	2,804	1,342	290
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	救急医療情報キットの配付数	—	—	—	2,316	2,072	909	1,700

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費	消耗品購入費	120	消耗品購入費	191	消耗品購入費	428
		印刷製本費	76	印刷製本費	99	印刷製本費	152

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
標	①	キット配付実績	2,316	2,072	909	1,700	—	
	②							
	③							

（問題点・課題分析）	・救急時にキットが効果的に活用されるために、平常時からキットに保管する救急情報シートの記載内容を常に最新の内容にしておく必要がある。 ・キット利用者自身で救急情報シートの他に、健康保険証、診察券、お薬手帳等の写しを準備の上、保管することが難しいといえる。
	（実施 10 区 未実施 12 区） 港、中央、千代田、江東、足立、練馬、葛飾、杉並、中野、北

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	配付対象者を拡大していくために周知をしていくとともに、すでにキットを持っている方については、救急情報シートの内容を更新できるよう支援する。	引き続き実施。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	対象者の拡大を検討する。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		敬老週間事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
				担当者名	大久保	内線	2677
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		敬老週間事業費（01-04-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）			○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 46 年度			根拠	荒川区敬老祝品贈呈事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度			法令等	荒川区山谷地域敬老会事業補助金交付要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕					
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕					
目的	①百歳を超える者（以下「長寿者」という。）満百歳を迎える者（以下「新百歳」という。）並びに数え年で白寿、米寿及び喜寿を迎える者に対して敬老祝品を贈呈することにより、区内にお住まいの高齢者に対して敬意を表するとともに、ご長寿とご健康をお祝いする。 ②地域のレクリエーションを主催する公益財団法人城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）に補助金を交付して、山谷地域にある簡易宿泊所に宿泊する高齢者の慰安と激励を図る。						
対象者等	①荒川区に住所を有する高齢者のうち、以下の要件に該当する方。 長寿者：大正2年1月1日以前の生まれ 新百歳：大正2年1月2日～大正3年1月1日生まれ 白寿：大正4年生まれ 米寿：大正15年生まれ 喜寿：昭和12年生まれ ②（財）城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）						
内容	①敬老祝品の贈呈 長寿者、新百歳については祝金（長寿者：10,000円、新百歳：50,000円）、白寿、米寿、喜寿については荒川区商店街連合会が発行する荒川区区内共通お買い物券を贈呈する。（白寿：20,000円、米寿：10,000円、喜寿：3,000円） ・白寿、米寿及び喜寿の方には、8月下旬から民生委員が対象者宅を直接訪問して贈呈する。 ・長寿者及び新百歳の方には、事前に表敬訪問の希望の有無に関する意向調査を行い、訪問を希望する者には区長等が訪問の上、敬老祝品とともに花束を贈呈する。訪問を辞退した方には担当職員及び民生委員が訪問の上、敬老祝品のみを贈呈する。 ②山谷地域敬老会への補助 （財）城北労働・福祉センター（山谷地域敬老会）の敬老事業（レクリエーション事業）に対して補助金を交付する。						
経過	・敬老金（75歳以上）昭和33年度開始～平成9年度に廃止する。 ・表敬訪問（95歳以上）昭和46年度開始～平成9年度に廃止する。 ・長寿者祝金（100歳以上）昭和62年度開始～平成12年度に廃止する。 ・敬老祝品 昭和40年度開始 記念品を贈呈（喜寿・米寿） 平成10年度改正 敬老金と表敬訪問の廃止に伴い、敬老祝品の贈呈の対象者に白寿を追加する。 平成11年度改正 敬老祝品を各種記念品から区内共通お買い物券（金額は現在の金額）へ変更する。 平成13年度改正 長寿者祝金の廃止に伴い、敬老祝品の贈呈の対象者に新百歳を追加する。長寿者には、表敬訪問を希望した方について花束を贈呈する。 平成23年度改正 敬老祝品贈呈対象者に長寿者を追加する。長寿者および新百歳については、祝金とする。白寿及び喜寿について贈呈金額を変更する。 ・山谷地域敬老会補助 昭和61年度開始 平成13年度改正240,000円 平成24年度 120,000円に変更						
必要性	区民のご長寿をお祝いする事業は各自治体においても重視しており、とりわけ23区の中でも高齢化率の高い当区にとっては、本事業の必要性は高い。（贈呈した荒川区区内共通お買物券の利用率は9割以上である）						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ①敬老祝品の贈呈 ・対象者宅を区職員や民生委員が直接訪問の上、敬老祝品を贈呈する。 ・敬老祝品の包装、仕分け等の軽作業を荒川区シルバー人材センターへ委託する。						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	18,918	18,876	20,409	20,433	18,937	18,651	20,254
	①決算額（25年度は見込み）	17,949	18,692	19,290	20,066	18,285	17,643	20,254
	②人件費等	2,477	2,033	1,222	1,308	1,694	2,065	
	③減価償却費				436	622	819	
	【事務分担当】（%）	817	24	15	15	20	25	
	合計（①+②+③）	20,426	20,725	20,512	21,810	20,601	20,527	20,254
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	20,426	20,725	20,512	21,810	20,601	20,527	20,254
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	喜寿（10月末現在）	1,663	1,822	1,907	1,886	2,181	2,128	2,068
	米寿（10月末現在）	620	629	630	701	697	787	865
	白寿（10月末現在）	53	54	52	57	68	70	92
	新百歳（10月末現在）	28	24	28	27	26	22	46
	長寿者（10月末現在）	8	10	9	23	46	46	73

No2

事務事業分析シート（平成25年度）

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
一般需用費	敬老祝品		14,873	敬老祝品	15,654	敬老祝品	16,694
	その他消耗品		197	その他消耗品	167	その他消耗品	256
	祝辞印刷		65	祝辞印刷	66	祝辞印刷	72
役務費	長寿慶祝の会郵送料		1,079	高齢者訪問意向調査郵送料	6	高齢者訪問意向調査郵送料	10
委託料	祝品包装作業委託		71	祝品包装作業委託	72	祝品包装作業委託	72
負担金補助及び交付金	山谷敬老会への補助		240	山谷敬老会への補助	120	山谷敬老会への補助	120
	祝金（新百歳・長寿者）		1,760	祝金（新百歳・長寿者）	1,560	祝金（新百歳・長寿者）	3,030

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	① 敬老祝品贈呈数	2,671	3,018	3,053	3,144	—	
	② 対象者人数	2,741	3,142	3,156	3,144	—	
	③ 安否確認率	100	100	100	100	—	

（問題点・課題 指標分析）	・高齢者人口の増加に伴い、敬老祝品を贈呈する対象者についても増加の一途である。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） 各区で、敬老祝品の贈呈対象者や贈呈する品の内容に差異があるものの、全区で敬老週間行事の一環として敬老祝品の贈呈や表敬訪問を実施している。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	他区状況を鑑み、対象者の検討をする。	引き続き検討する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者の長寿を祝うとともに、高齢者の実態を把握する。

況議 （要 質 問 状	
-------------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	養護老人ホーム措置		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	養護老人ホーム（01-01-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 41 年度		根拠	老人福祉法第11条第1項第1号		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区老人ホーム入所判定委員会設置要綱		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市Ⅰ				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。					
対象者等	環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な65歳以上（特段の事情のある場合は65歳未満も含む）の者で低所得者。					
内容	養護老人ホームは、老人福祉法第11条に規定されている老人福祉施設である。 区では都内・近県の施設に入所措置している。 〔措置要件〕 ・原則として65歳以上 ・経済上（生保受給者等）、環境上（簡易宿泊所・更生施設入所、家庭環境、居住環境等）の理由により、居宅において生活することが困難な者 〔措置手続〕 ・入所申請受理 → ・実態調査（訪問・面接） → ・入所判定委員会 → ・入所（立会い・移送） 〔入所判定委員会委員の構成〕 ・医師2名（荒川区医師会推薦医師） ・養護老人ホーム施設長 ・荒川区保健所長 ・高齢者福祉課長 ・老人福祉指導主事（高齢者相談支援係長） ・老人福祉担当者（ケースワーカー） 〔自己負担金〕 ・徴収金額 前年収入に応じ国が定めた基準（平成18年1月24日 老発第0124001号 「老人福祉法第11条による措置事務の実施に係る基準」）に基づき徴収する。毎年7月1日に改定する。 ・徴収方法 当月分納付書を翌月に入所者又は扶養義務者宛てに郵送。滞納が生じた場合は、滞納している者と区で分納計画を取り交わし徴収している。					
経過	昭和41年から、老人福祉法第11条を根拠に実施。 平成12年10月～ 費用徴収基準1階層の者については、介護保険料が措置費に加算される。 平成14年4月1日 区内養護老人ホーム（千寿苑）開設。（60床中荒川区枠は17床、残りは台東区枠） 平成18年4月から、法改正で外部の介護保険サービス併用可（将来的にはケアハウスの形態に転換）					
必要性	法定措置事務として、要援護高齢者を支援するために継続して実施する必要がある。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	184,396	183,452	187,222	183,744	179,931	186,087	189,427
	①決算額（25年度は見込み）	165,474	183,448	186,096	175,327	176,934	172,028	189,427
	②人件費等	11,529	2,541	2,118	994	968	1,781	
	③減価償却費				726	778	1,129	
	【事務分担量】（％）	135	30	40	25	25	35	
	合計（①＋②＋③）	177,003	185,989	188,214	177,047	178,680	174,938	189,427
実績の推移	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	15,768	18,891	19,048	18,215	22,998	25,746	22,661
	一般財源	161,235	167,098	169,166	158,832	155,682	149,192	166,766
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	措置件数（継続数措置件数）	85	91	87	82	82	78	89
	措置施設数	22	23	23	20	21	23	23

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費			納付書印刷製本	95		
	委託料	支払代行事務	566	支払代行事務	547	支払代行事務	599
	扶助費	措置費	176,368	措置費	171,387	措置費	188,828

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	措置件数	82	82	78	89	—	
②	措置実施施設数	20	21	23	23	—	
③	養護老人ホーム入退所者数	19/21	23/23	17/21	—	—	入所者数/退所者数

（問題点・課題分析）	・養護老人ホーム入所後、集団生活・規律生活へ順応できず自己の意思により退所する事例がある。 ・身体状況から特別養護老人ホームの入所が適当となった場合に、すみやかに特別養護老人ホームに移行できるよう支援するシステムが必要である。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	被措置者との対面指導の強化を継続する。	引き続き、被措置者との対面指導の強化を継続する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特別養護老人ホーム（措置分）	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	特別養護老人ホーム（01-01-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度	根拠	老人福祉法第11条第1項第2号、荒川区における老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置に関する要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な高齢者が、やむを得ない事由により介護保険法に規定する施設に通常の方法により入所することが著しく困難であると認めるときに、特別養護老人ホームに措置入所させることによって、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定を図る。				
対象者等	本人または親族等では適切な介護サービスを受けるための契約の締結が困難な高齢者				
内容	老人福祉法に基づき福祉事務所長が施設の入所手続を行う。 家族による経済的虐待等を受けており本人負担が困難な場合は、施設利用料を扶助する。 [措置要件] ・要介護認定において要介護状態に該当 ・健康状態が入院加療を要する病態でないこと、及び感染症を有し他の入所者に感染させる恐れがないこと ・やむを得ない事由により、本人及び家族の意思による入所が困難であること <やむを得ない事由> ・本人が家族等の虐待又は介護放棄を受けている場合 ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がいない場合 [措置手続] ・入所申請受理 → ・実態調査（訪問・面接） → ・入所判定委員会 → ・入所（立会い・移送） [扶助内容] ・基本サービス 利用額×1割×日数 ・保険外負担金（居住費＋食費＋その他措置に要する費用）×日数 ・移送費 [自己負担金] ・徴収金額 利用料扶助費全額 ・徴収方法 当月分の措置費の納入書を翌月に本人宛（施設）に送付。経済的虐待を受けていた場合等で、措置時に負担金額の納入に必要な収入が確保できなかった場合は、収入の充当ができた時、成年後見人が選任された時、または、支弁に依る家族が現れた時点で入所時に遡及して徴収する。				
経過	平成12～15年度 利用実績なし 平成19年度 措置件数が15件と急増 平成20年度 荒川区における老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置に関する要綱制定				
必要性	法定措置事務として、要介護高齢者の健康の保持と生活の安定を図るために、必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	791	2,879	1,370	3,122	3,173	2,131	2,131
	①決算額（25年度は見込み）	2,671	2,879	865	947	496	2,062	2,131
	②人件費等	12,383	9,317	4,072	4,360	4,235	4,131	
	③減価償却費				1,453	1,555	1,614	
	【事務分担当】（%）	145	110	50	50	50	50	
	合計（①+②+③）	15,054	12,196	4,937	6,760	6,286	7,807	2,131
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	902	2,566	862	320	496	2,027	2,131
	一般財源	14,152	9,630	4,075	6,440	5,790	5,780	0
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	措置件数（継続含む）	15	9	6	6	5	14	6
	措置施設数（継続含む）	9	7	4	3	3	3	5

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	扶助費	介護給付本人負担分	496	介護給付本人負担分	2,062	介護給付本人負担分	2,131

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	措置件数（継続含む）		6	5	14	6	—	
	措置施設数（継続含む）		3	3	3	5	—	
	③							

問題点・課題 (指標分析)	・区内特養と一部の区外特養については、措置先の確保の協力が定着してきているが、さらに必要時に措置できるように、措置先を安定的に確保することが必要である。 ・近年措置件数が急増しており、迅速な対応が困難になっている。							
	（実施 22 区 未実施 0 区）							

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	近県の新規施設や空床の情報収集を継続して行う。	引き続き、近県の新規施設や空床の情報収集を継続して行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

状況 (要旨)	
------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	介護サービス事業（措置分）		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	介護サービス事業費（01-02-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	老人福祉法第10条の4		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱		
実施基準	● 法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕				
目的	家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者又は認知症等により日常生活に支障のある者が、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であると認められる場合に、当該高齢者の生活の場の確保や回復を図るため、区が措置により居宅介護支援等の介護サービスを提供する。					
対象者等	＜高齢者緊急一時保護＞ ①家庭の事情等により一時的に在宅生活が困難になった場合 ②単身者で病氣回復後一時的に見守りが必要になった場合 ③火災等により在宅での生活が一時的に困難になった場合 ＜やむを得ない措置＞ ①本人が家族などの虐待又は介護放棄を受けている場合 ②認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合					
内容	〔高齢者緊急一時保護〕 家庭の事情等により緊急に保護を必要とする高齢者を、一時的に区内特別養護老人ホームに入所させる。 〔やむを得ない措置〕 ①措置の一環として要介護認定と同様の手続を実施。 ②ケアプランを作成し、介護給付を提供する。 サービス内容（1）訪問介護（2）通所介護（3）短期入所生活介護（4）グループホーム入所 ③やむを得ない事由が消滅した（虐待の終息又は後見人の選定）時点で、措置を解除し、契約に移行する。 〔自己負担金〕 ・徴収金額 利用料扶助費全額 ・徴収方法 当月分の措置費の納付書を翌月に施設宛てに送付。経済的虐待等を受けていた場合等で、措置時に必要な収入が確保できなかった場合は、経済状況が回復し費用負担が可能となった時、成年後見人が選任された時、または、支弁に応じる家族が現れた時点で入所時に遡及して徴収する。					
経過	平成12～15年度は、実績なし。 平成16年度に、荒川区高齢者緊急一時保護事業実施要綱を制定。 平成16年度以降は、毎年、実績あり。					
必要性	（高齢者緊急一時保護） 認知症に伴う徘徊高齢者の保護施策として、高齢者の身上監護に一定の役割を果たしている。 （やむを得ない措置） 老人福祉法第10条の4「やむを得ない措置」を実施するため、必要な事業である。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		1,079	1,761	1,303	1,531	1,661	1,544	1,606
①決算額（25年度は見込み）		759	948	477	1,301	1,101	1,147	1,606
②人件費等		2,989	5,082	3,665	4,360	4,235	2,478	
③減価償却費					1,453	1,555	968	
【事務分担量】（％）		35	60	45	50	50	30	
合計（①+②+③）		3,748	6,030	4,142	7,114	6,891	4,593	1,606
国（特定財源）			0					
都（特定財源）			0					
その他（特定財源）		127	382	115	822	890	130	886
一般財源		3,621	5,648	4,027	6,292	6,001	4,463	720
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	緊急一時保護件数	3	4	5	5	4	3	6
	緊急一時保護（延日数）	62	53	39	85	40	63	87
	やむを得ない措置件数	1	6	4	12	11	8	10
	やむを得ない措置（延べ日数）	23	155	25	300	258	144	244

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	高齢者緊急一時保護	429	高齢者緊急一時保護	675	高齢者緊急一時保護	940
	扶助費	やむを得ない措置	672	やむを得ない措置	471	やむを得ない措置	666

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	緊急一時保護件数		5	4	3	6	—	
	やむを得ない措置件数		12	11	8	10	—	

（問題点・課題）	[高齢者緊急一時保護] 保護した高齢者が感染症を有している場合の対応。 [やむを得ない措置] 虐待、介護放棄などの困難事例での対応には、ケアマネジャーの支援が必要である。							
	（実施 22 区 未実施 0 区） やむを得ない措置 台東、千代田、新宿、大田、世田谷、渋谷、足立、葛飾の8区で実績あり 緊急ショートステイ 22区で実施							

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ケアマネジャーが適切な家族支援を行えるように、出張研修等を行う。	引き続き、ケアマネジャーが適切な家族支援が行えるように出張研修等を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	法定措置事務であり、必要とする高齢者を適切に措置できるよう支援する。

（状況）	議会（要質問状）
------	----------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者生活管理指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	生活管理指導事業費（01-09-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度	根拠	荒川区高齢者生活管理指導事業実施要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕			
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕			
目的	自ら介護保険サービスの利用ができない高齢者に対して、生活環境改善や生活援助・身体介護等の生活管理指導を行い、高齢者の福祉の向上を図る。				
対象者等	自ら介護保険サービスの利用ができない単身者又は高齢者の世帯				
内容	区が委託した訪問介護事業所のホームヘルパーを対象世帯に派遣し、 ・生活環境改善 ・対人関係の構築 ・急性疾患等の一時的な虚弱状態に対する緊急一時的な生活援助及び身体介護 を行い、介護保険サービスに結び付ける。 〔自己負担金の徴収方法〕 単価 2 5 0 円に当月の派遣時間数を乗じた額の納付書を翌月本人に郵送する。必要に応じケースワーカーが訪問し直接徴収する。				
経過	区に対する要援護高齢者の生活支援の通報は、今後も継続することが見込まれるため、生活支援ヘルパー事業のうち、生活管理指導事業に特化した形で、区の措置的なホームヘルプを事業化した。				
必要性	地域の要援護高齢者に対する生活支援（家族等がいらないため介護サービスにつながっていない、ごみ屋敷清掃等）の通報は多く、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。				
実施方法	（ 2 一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 対象者の調査、決定は区が行う。訪問介護（家事援助・身体介護）は地域割りで 2 事業者に委託（生活管理指導業務委託）。 ・委託料 生活環境整備・対人関係の構築 3, 1 7 5 円／時間（税抜き） 緊急一時の家事援助・身体介護 2, 6 4 6 円／時間（税抜き） ・委託事業者 大起エンゼルスヘルプ（町屋、東尾久、西尾久、西日暮里地域担当） ケアサービス大和田（南千住、荒川、東日暮里地域担当）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	1,132	953	844	759	631	460	441
	①決算額（25年度は見込み）	701	447	495	351	273	358	441
	②人件費等	10,675	4,235	3,665	3,488	3,388	3,717	
	③減価償却費				1,162	1,244	1,452	
	【事務分担量】（％）	125	50	45	40	40	45	
	合計（①＋②＋③）	11,376	4,682	4,160	5,001	4,905	5,527	441
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	59	41	45	25	31	29	35
	一般財源	11,317	4,641	4,115	4,976	4,874	5,498	406
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	実施件数	30	19	17	16	13	14	14
	大起 環境改善・関係構築（派遣時間）	16	30	21	39	62.5	15.5	35
	大起 緊急一時身体介護等（派遣時間）	34	4	8	4	0	40	30
	大和田 環境改善・対人関係構築（派遣時間）	155	56	48	67.5	18	46	44
	大和田 緊急一時身体介護等（派遣時間）	75.5	93.5	96.5	0	6	15	33

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	緊急一時の身体介護	16	緊急一時の身体介護	153	緊急一時の身体介護	316
		生活環境整備・対人関係構築	257	生活環境整備・対人関係構築	205	生活環境整備・対人関係構築	125

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	①	実施件数	16	13	14	14	—	
	②							
	③							

（問題点・課題）	・事業開始から現在に至るまで、介護保険制度が始まる前からヘルパー派遣を依頼し、手馴れていた2事業者に業務を委託してきた。しかし、現在、業務が多様化してきたため、業務仕様書の変更が必要である。							
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区）							

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成26年度契約に向け、現状の課題を反映した業務仕様書の見直しを行う。	平成25年度の検討結果を踏まえた事業者選定を行う。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者の在宅生活の維持を図るため実施する。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	緊急事務管理事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	緊急事務管理事業費（01-12-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 19 年度		根拠	荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕				
目的	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等に対し、区が民法（明治29年法律第89号）第697条の規定に基づく事務管理を行い、本人の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的とする。					
対象者等	判断能力が不十分なため金銭管理等が困難となり、かつ、家族による支援が見込めない高齢者等					
内容	〔事務管理の開始〕 次に掲げるもののうち、本人に代わって事務管理を実施する必要があると認められる場合について、その開始を決定し、実施する。 （1）財産の保管、（2）日常的な金銭管理、（3）親族、知人等への連絡（戸籍の調査を含む。）、（4）ケアマネジャー等への連絡調整、（5）入院、入所、通院等の対応、（6）その他区長が必要と認めるもの 〔事務管理の廃止〕 次に掲げるものに該当した場合は、事務管理を廃止する。 （1）親族・知人が事務管理を行うこととなったとき、（2）施設等に入所し、当該施設等が事務管理を行うこととなったとき、（3）成年後見人が付されたとき、（4）地域福祉権利擁護事業の契約が締結されたとき、（5）対象者が死亡し、財産等が相続人に引き継がれたとき、（6）その他、区が事務管理をする必要がなくなったとき 〔自己負担金〕 なし					
経過	認知症等により判断能力が不十分となった高齢者等の支援について、医療機関や民生委員等から寄せられる相談に対し、家族の協力が見込めない場合等、家族に代わって区が財産管理や入院・入所の手続等の対応をする事例が増えている。これらに区職員が迅速かつ的確に対応するために、平成19年度に荒川区緊急事務管理の実施に関する要綱を制定し、事務の範囲と取扱い基準を定め安定的な実施体制を整備した。					
必要性	高齢者人口の増加に伴い身寄りのない高齢者の世話については、今後も一定の需要が見込まれることから事業の継続は必要である。					
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 財産の保管・日常的な金銭管理及び財産の把握について、荒川区社会福祉協議会に委託する（財産保管・日常的な金銭管理に関する業務委託契約）。 ・委託料 2,650千円					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		2,650	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650
①決算額（25年度は見込み）		2,480	2,575	2,566	2,582	2,650	2,650	2,650
②人件費等		5,551	3,388	1,629	872	847	2,891	
③減価償却費					291	311	1,129	
【事務分担量】（％）		65	40	20	10	10	35	
合計（①＋②＋③）		8,031	5,963	4,195	3,745	3,808	6,670	2,650
国（特定財源）								
都（特定財源）		2,480	2,575	1,325	0	0	0	0
その他（特定財源）								
一般財源		5,551	3,388	2,870	3,745	3,808	6,670	2,650
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	開始件数(継続含む)	11	7	11	11	6	14	10
	廃止件数	8	3	7	9	2	9	7
	管理件数	3	4	4	2	4	5	4

事務事業分析シート（平成25年度）

1月実績 No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	財産管理業務委託	2,650	財産管理業務委託	2,650	財産管理業務委託	2,650

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	①	開始件数	11	6	14	10	—	前年度からの継続件数＋24年度新規開始件数
	②	廃止件数	9	2	9	7	—	24年度廃止件数
	③	管理件数	2	4	5	4	—	24年度末現在の管理実施件数

（問題点・課題）	成年後見人を速やかに選任することが望ましいが、支援する身寄りがなく、かつ、職業後見人の報酬を支払えない低所得者のための財産管理が増えていく懸念がある。
他区の状況	（実施 0 区 未実施 22 区） ただし、類似の事業として、台東、大田、渋谷、中野、豊島、練馬の各区で成年後見人選定までの暫定的な対応として実施（成年後見センターの委託も含む）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	後見報酬を支払えない資力の高齢者が増える傾向にあるため、安定的に後見候補者が供給できるよう、社会福祉協議会の法人後見制度との連携を強化する。	引き続き、後見報酬を支払えない資力の高齢者が増える傾向にあるため、安定的に後見候補者が供給できるよう、社会福祉協議会の法人後見制度との連携を強化する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	後見制度を利用するまでの間、適切に高齢者の生活を支援するためを行う。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者虐待対策事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（25年度）	高齢者虐待対策事業費（01-10-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	援等に関する法律／介護保険法		
実施基準	法令基準内 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕				
目的	養護者による高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行う。					
対象者等	虐待のある家族、虐待の通報の担い手としての区民、サービス提供機関					
内容	区民、ケアマネ、民生委員等から高齢者虐待の相談があった時に、区が事実確認を行った後、対応方針会議を主催し、弁護士や臨床心理士（東京弁護士会等と東京臨床心理士会から推薦を受け選任した者）及び精神科医師による専門的助言を踏まえ、必要に応じ、専門的対応（弁護士による成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト対応等）を行う。また、緊急に医療が必要なケースについて契約病院への医療保護（医師会推薦病院に常時1床確保）を実施する。 25年度選任精神科医師 1名 25年度選任弁護士 東京弁護士会4名、第一東京弁護士会2名、第二東京弁護士会2名 計8名 25年度選任臨床心理士 東京臨床心理士会1名 25年度医師会推薦病院 1床					
経過	・平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務等が定められた。					
必要性	高齢者の権利擁護にとって、高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要である。					
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 東京弁護士会、東京臨床心理士会等と対応弁護士・臨床心理士推薦の協定を締結。精神科医師は個別に対応依頼（報償費：特別区の講師謝礼単価を準用 弁護士13,000円/時間、臨床心理士10,000円/時間、精神科医師13,000円/時間 いずれも税込み） 医療機関に対応病床の確保（高齢者緊急医療保護事業業務委託契約） （病床確保料 4,380,000円（12,000円×365日）入院実費立替費920,034円（深刻な身体的被虐待者を2週間保護した場合の医療モデルを想定しそれが6件発生した場合の本人窓口支払経費相当額）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		6,443	6,443	6,379	6,379	6,344	6,282	6,574
①決算額（25年度は見込み）		5,671	5,397	4,852	5,258	5,862	6,182	6,574
②人件費等		9,394	9,741	6,108	6,104	5,928	7,435	
③減価償却費					2,034	2,177	2,904	
【事務分担量】（%）		110	115	75	70	70	90	
合計（①+②+③）		15,065	15,138	10,960	13,396	13,967	16,521	6,574
国（特定財源）								
都（特定財源）		2,645	3,221	430	2,360	2,636	2,667	2,827
その他（特定財源）		375	1,372	62	366	484	580	1,580
一般財源		12,045	10,545	10,468	10,670	10,847	13,274	2,167
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	虐待の相談件数	47	56	76	98	101	109	136
	専門的相談・対応件数	9	10	11	7	16	15	22
	医療保護件数（継続含む）	6	4	3	5	9	4	13
	医療保護日数（継続含む）	175	70	72	171	155	158	182

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	専門的相談・対応謝礼	985	専門的相談・対応謝礼	954	専門的相談・対応謝礼	1,130
	食糧費			緊急飲食費	0	緊急飲食費	6
	一般需用費	虐待防止パンフレット	0	虐待防止パンフレット	0	虐待防止パンフレット	137
	委託料	医療保護	4,877	医療保護	5,228	医療保護	5,301
	使用料及び賃借料	高速料金（移送用）	0	高速料金（移送用）		高速料金（移送用）	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 （見込み）	目標値 （26年度）	
①	虐待の相談件数	98	101	109	136	—	
②	専門的相談・対応件数	7	16	15	22	—	
③	医療保護件数（継続含む）	5 (171)	9 (155)	4 (158)	13 (182)	—	()内は保護日数

（問題点・課題）	- 潜在しているケースを把握できるように関係機関と連携し、相談及び通報体制を構築する。 - 高齢者虐待予防に関する普及啓発活動に取り組む。 - 家族の問題（精神・アルコール・人格等）調整・支援に対する困難ケースが増えてきている。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区） 港区、大田区、練馬区、杉並区、新宿区の各区で、緊急時の対応として施設等のベッドを確保している。

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	虐待の早期把握ができるよう、介護サービス事業者に対する啓発研修を実施する。	引き続き、虐待の早期把握ができるよう、介護サービス事業者に対する啓発研修を実施する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の虐待防止のために、早期発見及び相談・支援の充実を図る。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名		成年後見事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
				担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）		成年後見事業費（01-14-01） （（地域支援事業費）その他事業（01-03-01）23年度まで分離）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		○ 昭和 ● 平成 17 年度		根拠	老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等	精神障害者福祉に関する法律		
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
		施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕				
目的	身寄りのいない認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な人について、区長が家庭裁判所に対して後見開始等の申立てを行い、選任された後見人等が成年被後見人（本人）の財産管理や身上監護を行うことによって成年被後見人の福祉向上を図る。						
対象者等	判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者のうち、身寄りがいない場合等当事者による申立てが期待できない状況にある人						
内容	平成１２年より施行されている成年後見制度は、家庭裁判所が成年後見人等を選任する法定後見制度と、本人が契約によって自ら後見人を選任する任意後見制度とに大別される。 法定後見については、本人の判断能力の程度により、後見（事理弁識能力を欠く常況）、保佐（事理弁識能力が著しく不十分）、補助（事理弁識能力が不十分）の３類型に分類され、医師の鑑定及び裁判所の審理を経て選出された後見人、保佐人、補助人が本人のために同意権、取消権、代理権を行使して、契約締結や財産管理等を行う。 本事業は、本人の保護を図るために、後見等の開始に当たり区長が申立てをするために、必要な手続等を行うものである。						
経過	平成１４年度に、荒川区成年後見制度における区長による審判の請求手続等に関する要綱を制定。 平成１７年度～２１年度で延べ１８名の認知症高齢者の後見等開始の区長申立てを行った。 平成２２年度から、区長申立件数が急増した。 平成２４年度から、一般施策としてのみ実施。						
必要性	身寄りのない認知症高齢者や障がい者等が不動産の売買や預貯金に関する金融機関との取引、福祉関係施設への入所に関する契約等を行う場合には、この制度を利用するほかにないため、必要性は高い。						
実施方法	(１直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) １ ホームヘルパーや近隣等から相談を受けるなどにより、対応が必要と思われる高齢者、障がい者を把握する。 ２ 生活状況、親族状況、資産状況の調査を行う。四親等内の親族による申立ての可能性を把握し、金融機関等に本人の預貯金状況の照会を求める等、本人の状況を詳細に把握し、申立ての可否を検討する。 ３ 医師に診断書の作成を依頼し、診断結果を含めて後見・保佐・補助のいずれの類型で申し立てるか検討する。 ４ 家庭裁判所に対して申立てを行う。その際、郵便切手、収入印紙、および鑑定料を納付する。 ５ 申立てに要した費用を求償するため、申立の際、家庭裁判所に対して上申書を提出する。 ６ 家庭裁判所が認めた額について本人に求償を行い、必要に応じて後見人等への引継ぎを行う。						

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	1,402	1,016	1,632	2,304	2,560	5,373	4,778
	①決算額（25年度は見込み）	230	138	128	806	1,000	568	4,778
	②人件費等	1,708	6,776	1,629	3,052	2,964	4,544	
	③減価償却費				1,017	1,089	1,775	
	【事務分担量】（%）	20	80	20	35	35	55	
	合計（①+②+③）	1,938	6,914	1,757	4,875	5,053	6,887	4,778
	国（特定財源）		2	47	307	368	0	0
	都（特定財源）		1	23	153	184	586	0
	その他（特定財源）	701	8	47	181	304	183	1,683
実績の推移	一般財源	1,237	6,903	1,640	4,234	4,197	6,118	3,095
	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	申立件数	5	3	3	6	14	17	24
	成年後見報酬助成件数				2	3	1	12
	申立費用求償件数				2	8	12	16

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報償費	弁護士相談費用		0(0)	弁護士相談費用		弁護士相談費用	
	郵便切手		56(30)	郵便切手	73	郵便切手	104
役務費	鑑定料		223(223)	鑑定料	120	鑑定料	1,400
	診断書料		10(0)	診断書料	47	診断書料	240
公課費	収入印紙		43(23)	収入印紙	58	収入印紙	82
	登記印紙			登記印紙		登記印紙	
扶助費	成年後見報酬助成		668(668)	成年後見報酬助成	270	成年後見報酬助成	2,952

※うち（）内は介護保険事業特別会計分

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
①	申立件数	6(3)	14(8)	17	24	—	家庭裁判所に対して申立てを行った件数
②	選定件数	6(3)	14(8)	17	24	—	家庭裁判所から審判が下りた件数
③							

※うち（）内は介護保険事業特別会計分

問題点・課題 (指標分析)	・後見人等候補者の選任に時間を要する場合等においても早急な対応ができるよう、社会福祉協議会等による法人後見の取り組みを一層推進する必要がある。 ・成年後見の申立てが必要な高齢者の親族に、成年後見制度の周知を図る仕組みが必要である。
他区の状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	消費者相談室や社会福祉協議会と連携し、介護予防事業や認知症対策事業と合わせて、手続が必要な高齢者等が効果的に成年後見申立て手続に繋がるよう制度啓発を実施する。	引き続き、消費者相談室や社会福祉協議会と連携し、介護予防事業や認知症対策事業と合わせて、手続が必要な高齢者等が効果的に成年後見申立て手続に繋がるよう制度啓発を実施する。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
推進	推進	社会福祉協議会と連携を図り、円滑かつ迅速な制度運営を図る。

議会 (要旨) 状況	20年四定 ・社会福祉協議会の成年後見サービスの拡充と法人後見の事業委託、助成事業の拡充 ・区民後見人（社会貢献型後見人）の育成
------------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	特養ホーム入所調整	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	鈴木	内線	2676
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者福祉事業事務費（01-06-01）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 14 年度	根拠	荒川区特別養護老人ホーム入所指針		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市Ⅰ			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	区内特養への入所希望者に対する入所調整を行うことによって、区内7特養の施設需要を把握するとともに、入所希望者が公平な基準に従って入所できることを目的とする。				
対象者等	区内在住で特養ホームに入所の申し込みをしている要介護高齢者及びその家族等				
内容	・ 毎年2回の入所調整を行う。（7月末、1月末までの申請者を対象とする） ・ 申請時に、申込書・特養入所調査票・状況調査票を提出していただき、点数をつける。 〔調査項目〕①要介護度②介護者の状況③サービスの利用状況④介護の期間⑤本人の年齢 ・ 区加算・施設加算を加え、点数で並べ替えを行い、名簿を作成する。 ・ 入所調整会議を行う。 ・ 10月1日・4月1日に調査結果を調査票の点数で施設ごとの待機順位を決定する。 ・ 入所希望者に対し決定した希望施設ごとの待機グループ（A、B、C）を通知する。 〔待機グループ〕A…施設入居が必要だと思われる B…施設入居が望ましいが、早期の入居は困難 C…しばらくの間、居宅等での生活の継続をお願いしたい ・ 名簿作成後の申込者については、名簿の末尾に日付け順で追記する。 ・ 入所希望者や介護者の状況又は希望施設に変更があった場合は変更申請書を提出していただく。				
経過	平成14年8月 国より入所基準についてのガイドラインが示され、区としても区内施設について入所待機者の順位化を実施。 平成23年6月 特別養護老人ホーム入所基準を廃止し、新たに入所指針を制定。これに伴い、年1回行っていた実態調査を廃止したほか、複数の施設申込の受付を開始し、通知方法を待機順位から待機グループに変更した。				
必要性	公平な基準により入所を進めるために必要な事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		113	107	107	107	232	5,181	162
①決算額（25年度は見込み）		45	46	48	48	129	4,989	162
②人件費等		2,135	1,694	2,118	2,302	2,239	1,084	
③減価償却費					1,162	1,244	1,291	
【事務分担当】（％）		25	20	40	40	40	40	
合計（①+②+③）		2,180	1,740	2,166	3,512	3,612	7,364	162
国（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
都（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
その他（特定財源）		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		2,180	1,740	2,166	3,512	3,612	7,364	162
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	入所した人数	84	77	79	87	113	316	90
	待機者数	753	656	681	735	883	808	740

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費 委託料	郵券	129	郵券 保健福祉システム改修	0 4,989	郵券	162

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
標	①	入所した人数	87	113	316	—	—	
	②	待機者数（実人数）	735	883	808	—	—	
	③							

（問題点・課題）	- 申請者の現状を把握する方法を検討していく必要がある。 - 医療行為が必要な要介護者の受入が困難な状況がある。 - 多床室については空きベットと待機者の男女区分が折り合わない。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	申請者の現状を把握するため、実態調査を実施する。	定期的な現状把握の実施方法を検討する。
②	医療行為が必要な要介護者の受入について、施設と協議する。	引き続き、医療行為が必要な要介護者の受入について、施設と協議する。
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	緊急性の高い特養待機者が迅速に入所できるよう、システムを導入する。

議会議決（要質問状）	平成15年一定 特養ホームの入所に対して重度優先基準の導入の検討について
------------	--------------------------------------

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	医療福祉相談事業		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	中谷	内線	2674
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	医療福祉相談事業費（01-06-03） （家族介護支援事業費（01-02-02） 23年度まで）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度		根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕				
目的	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的に、家族や介護者や関係者に対して、医療保健福祉等の相談を行う。また、入退院等に係る医療機関についての情報提供等、高齢者の医療福祉相談を円滑に進めるために、医療機関、地域包括支援センター、関係機関とのネットワークを構築する。					
対象者等	65歳以上の高齢者及び家族や関係者を対象とする。					
内容	1 高齢者の入退院に関する相談 2 医療保健福祉制度利用に関する相談 3 区民向け医療福祉資料や関係者向けの「社会資源情報」の作成 4 医療機関や地域包括支援センター等との連携会議の実施と医療機関主催の連携会議等に参加することにより、ネットワークを形成 5 24年度より開始した「在宅療養推進会議」と連動してネットワークを強化 6 特別養護老人ホーム入所の申請受付及び相談（H24年度より）					
経過	昭和56年度 訪問看護指導事業開始。非常勤医療福祉相談員1名配置。 平成10年度 訪問看護指導事業が保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管された際に、医療福祉相談事業も移管。 平成20年度 医療連携会議を開始。 平成21年度 相談業務の充実と各関係機関によるネットワークの構築をめざし、非常勤医療福祉相談員1名増員（2名体制に）。 医療福祉相談を訪問指導事業から新たに事業として独立させる。 平成24年度 医療連携会議と在宅療養連携推進会議との連携を図る。					
必要性	医療法及び診療報酬の改正により、高齢者の早期退院が求められてきており、入院・退院・転院や入所に関する相談が増えている。そのため、近接する医療機関と情報交換や、関係機関と顔の見えるネットワークの構築などにより、医療福祉相談体制を強化することは重要である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額				5,728	5,805	5,827	5,777	5,762
①決算額（25年度は見込み）				5,629	5,758	5,163	5,631	5,762
②人件費等				1,792	4,064	1,440	0	
③減価償却費					4,358	529	0	
【事務分担当】（％）				22	150	17	0	
合計（①+②+③）		0	0	7,421	14,180	7,132	5,631	
国（特定財源）				2,251	2,302	2,065	0	0
都（特定財源）				1,126	1,151	1,032	0	0
その他（特定財源）				2,252	1,151	1,032	0	0
一般財源		0	0	1,792	9,576	3,003	5,631	5,762
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	医療福祉相談件数	307	317	582	614	543	535	550

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤医療福祉相談	4,396	非常勤医療福祉相談	4,898	非常勤医療福祉相談	4,898
	共済費	健康保険・厚生年金	679	健康保険・厚生年金	692	健康保険・厚生年金	701
	旅費	特別旅費	2	特別旅費	1	特別旅費	20
	需用費	消耗品	5	消耗品	0	消耗品	32
	負担金	負担金	6	負担金		負担金	
	需用費	食糧費	3	食糧費	4	食糧費	9
	報償費	謝礼	72	謝礼	26	謝礼	78
	役務費	郵送料	0	郵送料	10	郵送料	10
	使用料及び賃借料	会場使用料	0	会場使用料	0	会場使用料	14

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
指標	①	相談件数	614	543	535	550	550	
	②	訪問件数	8	7	1	5	5	
	③	連携会議等の開催（回数）	3	2	2	3	3	平成24年度第1回は「医療と福祉の連携—在宅支援—」「世田谷区の取組—医療と介護の連携シート作成の経過と運用—」、第2回は「在宅療養連携会議をうけて」をテーマに実施。

（問題点・課題）	1 入・転院できる医療機関や入所に関する相談が多く寄せられる。医療福祉相談員は相談者のニーズと病状等を勘案して、医療機関や施設を紹介している。しかしながら、制度改正に伴い、医療機関の状況はめまぐるしく変動しており、情報の収集とネットワークづくりが課題である。 2 在宅療養が推進される中で、在宅療養連携推進会議と連携し在宅に向けて支援する仕組みづくりが必要である。
他区の実施状況	（実施 2 区 未実施 20 区） 医療相談窓口の設置は新宿区、文京区のみ

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	高齢者の在宅療養を支援するために入退院時に関係機関が情報を共有する連携ツールの検討を行う。	在宅療養連携推進会議と連携し、医療と福祉の関係機関が情報を共有する連携ツールの検討を行う。
②	連携ツールの作成に先立ち、医療と介護の関係機関から情報収集を行い、冊子の作成と配布を行う。	医療と介護の情報収集の冊子の更新を行う。
③	区内介護老人保健施設の診療情報提供書共通書式化の試行に伴い、モニタリングを行う。	共通書式について関係機関で情報共有し、活用を図っていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者の入退院時の支援を図るとともに、医療機関と介護事業者が連携できるよう仕組みを構築する。

議会（要旨）	平成20年決算特別委員会 医療機関の紹介窓口について 平成21年三定 転院に関する支援策について 平成22年予特 医療相談窓口の充実に対する評価について
--------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	訪問指導事業	部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
		担当者名	今泉	内線	2673
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	訪問指導事業費（01-06-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ○ 24年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度	根拠	介護保険法、地域保健法、精神保健福祉法、		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等	荒川区訪問看護指導事業実施要綱		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[Ⅰ]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]			
目的	認知症や難病、その他複雑・困難な問題を抱える世帯に支援を行うことで、家族の精神的安定を図り、適切な介護方法の指導により家族の介護力を育成する。また、家族・介護者への介護予防支援も行う。				
対象者等	区内在住の在宅療養者及び家族・介護者				
内容	利用者の把握方法：地域包括支援センターなどからの相談、依頼。 利用手順：区保健師の訪問、支援計画の立案をもとに委託訪問看護師による訪問を行う。3か月間の期間を目安として各訪問ごとに報告を受ける。 支援内容：①家族・介護者・介護サービス事業者への支援 ②認知症や精神疾患・高齢者虐待に関する相談と支援 ③住宅改修や療養環境に関する支援・指導 ④医療機関や介護サービス事業者関係機関との連携や調整 ⑤ご本人の自立に向けての支援 ⑥その他諸制度活用方法に関する指導				
経過	1 昭和56年度より開始 60歳以上を対象に実施する。 2 昭和58年度より老人保健法に基づき対象年齢を40歳以上に引き下げ実施 3 平成10年度から、本事業を保健衛生部より高齢者福祉課に事務移管する。 4 平成12年度から介護保険制度との役割・関連を明確化する。 当事業は虚弱者の介護予防及び介護保険サービス導入までの療養環境整備に重点を置く。 5 平成18年度より対象者の年齢により、65歳以上は介護保険、65歳未満は一般会計とする。 6 平成21年度から、医療福祉相談の分析シートを新規に作成したので、医療福祉相談員の報償費等相当分は減額となっている。 7 平成24年度より、一般施策として実施。				
必要性	高齢者人口の増加に伴い、要介護者が増加していると共に、在宅療養者も増加し、困難事例（本人・家族の問題解決能力が低い場合や虐待が疑われる場合、近隣住民等とのトラブル、介護サービスの利用や調整）への処遇に対するニーズが高くなっており、専門的な介入・支援が必要となっている。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 単価契約により訪問看護師に委託				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	19,395	20,388	17,178	19,524	17,915	12,268	10,173
	①決算額（25年度は見込み）	17,175	19,271	15,496	15,078	12,072	5,696	10,173
	②人件費等	5,880	7,566	6,760	9,767	3,218	3,304	
	③減価償却費				3,980	1,182	1,291	
	【事務分担量】（%）	101	100	90	137	38	40	
	合計（①+②+③）	23,055	26,837	22,256	28,825	16,472	10,291	10,173
	国（特定財源）		7,189	5,740	6,031	3,018	0	0
	都（特定財源）		3,594	2,870	3,015	1,509	0	0
	その他（特定財源）		7,400	5,742	3,015	5,130	0	0
	一般財源	23,055	8,654	7,904	16,764	6,815	10,291	10,173
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	訪問看護師数	5	8	8	5	3	2	3
	訪問看護指導新規申請者数	121	124	83	82	89	63	78
	委託訪問件数	1,425	1,682	1,600	1,282	892	712	900
	保健師訪問件数	424	377	400	315	304	387	335

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	非常勤職員 2名	4,167	非常勤職員（高齢者健康推進費へ）		非常勤職員（高齢者健康推進費へ）	
	共済費	健康保険・厚生年金	661	健康保険・厚生年金（高齢者健康推進費へ）		健康保険・厚生年金（高齢者健康推進費へ）	
	一般賃金	臨時職員	0	臨時職員		臨時職員	
	旅費	特別旅費	0	特別旅費		特別旅費	
	需用費	消耗品	96	消耗品	104	消耗品	113
	役務費	訪問看護指導料	7,136	訪問看護指導料	5,592	訪問看護指導料	8,080
	委託料	訪問看護師肝炎検査等	6	訪問看護師肝炎検査等	0	訪問看護師肝炎検査等	1,980
	負担金補助及び交付金	非常勤職員児童手当拠出金	6	非常勤職員児童手当拠出金		非常勤職員児童手当拠出金	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)		
①	訪問看護師訪問件数	1,282	892	712	900	1,000	
	② 訪問看護指導事業新規申請件数	82	89	63	78	90	
	③						

問題点・課題	1 高齢者虐待やまたは生活習慣や対人関係等により問題となっている困難事例が、今後さらに増加することが予想され専門的な介入・支援が必要である。また随時、高齢者虐待事業との連携が必要である。
	2 年々受託する看護師が少なくなっている。
他区の実況	（実施 9 区 未実施 13 区） 目黒区、大田区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区、中央区、江戸川区、豊島区

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	処遇困難な事例について課題を整理し、対応策を地域包括支援センターや介護事業者にフィードバックする。	事例検討会、ケア会議に連携し、困難事例の初期介入について研鑽の場を持つ
②	事業の在り方について事例の状況などを分析し、検討する。	検討内容に沿って、対象を整理する。
③	事業の担い手について病院委託、地域包括支援センターの強化等を含めて方針を検討する。	方針に沿って人材確保並びに育成を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	介護保険制度に繋がらない高齢者を支援するとともに、在宅生活環境の整備を図る。

議会（要旨）	状況
--------	----

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	高齢者総合相談窓口		部課名	福祉部高齢者福祉課	課長名	伊藤
			担当者名	今泉	内線	2662
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	高齢者福祉事業事務費（01-06-01） 家族介護支援事業費（01-02-02）					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 25年度 ☐ 24年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	☒ 昭和 ☐ 平成 59 年度		根拠	地域保健法、介護保険法、健康増進法、		
終期設定	☐ 有 ☒ 無 年度		法令等	精神保健福祉法		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市〔Ⅰ〕				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔02〕				
	施策	高齢者の在宅生活の支援〔02-03〕				
目的	1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 高齢者の健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者の生活支援、介護が必要な高齢者及びその家族に対する区の保健福祉サービスの利用申請や情報提供、病院・施設への入所相談など、高齢者に関する総合的な申請及び相談窓口を運営する。 2 認知症・うつ専門相談 認知症やその他の精神疾患（疑いを含む）のある高齢者の精神保健福祉に関する相談を精神科医師と保健師が行う。また、高齢でうつ傾向のある方の相談窓口としての周知を行い、悪化の防止を図る。 3 認知症高齢者を支える家族の会（銀の杖）支援 家族団体の活動に要する費用の一部を助成することにより、家族団体の活動の充実を図り、認知症高齢者の福祉の向上を図る。					
対象者等	1 概ね65歳以上の高齢者及びその家族 2 介護サービス事業者や関係機関 3 認知症者の家族					
内容	1 おとしよりなんでも相談窓口の運営 再任用及び再雇用職員3名体制（窓口2名） 2 認知症・うつ専門相談 予約制で精神科医師による面接又は訪問相談（月5回）と、随時で保健師による相談を行う。 ・認知症・うつ病等の診断 ・専門医療機関の紹介 ・介護や精神保健福祉情報の提供等 3 荒川区認知症高齢者を支える家族の会に補助金を交付するとともに、保健師を派遣し、地域包括支援センターとともに会の運営と認知症介護する家族を支援する。					
経過	1 高齢者の精神保健相談は、平成11年度までは高齢者福祉課が認知症相談を、保健所が精神保健福祉相談で月2回ずつ対応してきた。 2 平成12年度からは高齢者福祉課が高齢者専門相談として、月5回実施している。 3 平成22年度特定高齢者把握事業から約27%の高齢者にうつ傾向があることが把握され、平成23年度から認知症専門相談にうつ専門相談を追加した。					
必要性	おとしよりなんでも相談及び認知症・うつ専門相談は、高齢者等が適切な医療や保健福祉サービス、介護サービスを受けることにより、安定した生活を過ごすために必要である。					
実施方法	（1直営） （直営の場合 ☒ 常勤 ☒ 非常勤 ☒ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	1,239	1,624	1,589	1,554	1,553	1,564	1,556
	①決算額(25年度は見込み)	1,084	1,493	1,483	1,431	1,364	1,475	1,556
	②人件費等	7,623	9,929	10,389	11,425	8,175	11,161	
	③減価償却費				10,719	11,134	10,789	
	【事務分担量】(%)	455	345	348	369	358	330	
	合計(①+②+③)	8,707	11,422	11,872	23,575	20,673	23,425	1,556
	国(特定財源)	419	588	533	549	753	566	598
	都(特定財源)	210	293	266	274	264	283	299
	その他(特定財源)	450	570	535	274	264	584	617
	一般財源	7,628	9,971	10,538	22,478	19,392	21,992	42
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	おとしよりなんでも相談件数	5,135	8,320	7,565	7,966	8,871	8,655	9,000
	認知症相談件数	68	98	98	114	110	111	120

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	精神科医報酬	1,309	精神科医報酬	1,433	精神科医報酬	1,482
	一般需用費	窓口消耗品	13	消耗品	0	消耗品	32
	負担金補助及び交付金	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42	認知症家族会補助	42

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	①	相談件数 (おとしよりなんでも相談)	7,966	8,871	8,655	9,000	9,000	
	②	会員数	61	60	64	65	65	荒川区認知症高齢者を支える家族の会（4月総会時点）
	③	医療につながる、もしくは適切な療養体制が作れた割合	50%	55%	52%	60%	60%	本相談を契機に、精神科・心療内科・物忘れ外来等につながる支援を行った割合

問題点・課題 (指標分析)	1 認知症による周辺症状や妄想性障害等の精神症状により、介護者の負担が増大しており、家族や・近隣住民などへの支援が必要である。 2 精神症状に対し、早期に専門医療につなげる必要があるが、精神科受診にたどりつかず、問題が複雑になっている事例がある。 3 在宅療養の限界時には、精神科の入院を支援できる体制が必要である。 4 認知症を支える家族の会（銀の杖）が高齢化しており、区民が社会資源として活用するために、当会の支援や新たな自主活動の支援を行う必要がある。
	他区の実施状況 (実施 22 区 未実施 なし 区)

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	認知症の早期対応策について都の認知症早期発見・早期診断推進事業を活用し、仕組みづくりを検討していく。	認知症サポーター養成講座、認知症予防、介護講演会などと連動して早期発見の啓発を充実する。
②	地域ケア会議や在宅療養推進会議上で関係諸機関や事業者の課題を検討する。	課題を基に地域ケア会議や在宅療養推進会議上で関係事業者のネットワークの構築や資質の向上をはかる。
③	認知症疾患医療センターとの連携を深める。	アウトリーチやコーディネーターなど仕組みを活用して対策を進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
継続	継続	高齢者が抱える様々な相談を一元的に受け、迅速な対応を図る。

議会 (要質問状)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成25年度）

No1

事務事業名	医療と福祉の連携推進事業		部課名	福祉部介護保険課	課長名	古瀬
			担当者名	鈴木	内線	2 4 3 6
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（25年度）	医療と福祉の連携推進事業（01-20-01）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 25年度 ● 24年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 24 年度		根拠	荒川区在宅療養連携推進会議設置要綱		
終期設定	● 有 ○ 無 26 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	高齢者の在宅生活の支援[02-03]				
目的	医療・介護双方のニーズをもつ高齢者が住み慣れた自宅・地域で安心して在宅生活を続けられる「荒川区版地域包括ケアシステム」の実現を目指し、荒川区の現状・問題点、課題の共通認識に立った上で、関係者間の連携強化のためのシステム作りを目的として実施するものである。					
対象者等	1 在宅療養・連携推進会議の設置：（主催者）区、（構成委員）荒川区医師会理事、在宅療養支援診療所、区内病院、認知症疾患医療センター、区内医療相談員、訪問看護ステーション、特別養護老人ホーム、老人保険施設、居宅介護等事業者、地域包括支援センター、在宅医療専門家等 2 研修対象者（平成25年度からは、介護給付費等費用適正化事業費にて実施）： 区内居宅介護支援専門員、介護サービス事業者地域包括支援センター職員等 3 講演会：一般区民・介護関係者等					
内容	1 在宅療養推進会議 荒川区における在宅療養環境の目指すべき姿や、在宅での看取りの対応強化策、保健・医療・福祉・介護関係者及び家族の連携、行政の支援策の在り方等を検討する。 【検討内容】 荒川区の現状・課題の共通認識（地域を病棟・施設化していく24時間体制の提案） 在宅療養連携の推進に向けた関係者向けの講演会等の検討 2 在宅療養連携に向けた研修事業の実施 （平成25年度からは、予算事業「介護給付費等適正化事業費」（事務事業分析シート名「地域包括ケア多職種連携推進事業」により実施予定） 3 在宅療養連携の推進に向けた区民向け講演会等の実施					
経過	第1回（平成24年8月10日） ・各委員からの報告、在宅療養連携推進事業 第2回（平成25年2月21日） ・在宅療養連携推進会議の運営について、医療と介護の連携における課題、基調講演（医療関係者3名） 第3回（平成25年3月21日） ・都の事業について、講演「生活を分断しない医療と会議」					
必要性	介護保険制度を持続可能なものとするためには、「介護予防」「重度化防止」に向けた取組は必要不可欠であり、特に医療と介護の連携の促進は非常に重要である。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額						11,393	10,536
	決算額（25年度は見込み）						1,840	10,536
	人件費						2,230	
	減価償却費						1,581	
	【事務分担量】（％）						49	
	合計（＋＋）	0	0	0	0	0	5,651	10,536
	国（特定財源）							
	都（特定財源）						670	10,000
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	4,981	536
実績の推移	事項名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	在宅療養推進会議開催数						3	3

事務事業分析シート（平成25年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成23年度（決算）		平成24年度（決算）		平成25年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			在宅療養委員報酬	603	在宅療養委員報酬	1,197
				在宅療養講演会講師謝礼	60	在宅療養講演会講師謝礼	117
				荒川区事業者・区民向け研修講師報償費	23	適正化事業で計上	
	食料費			在宅療養委員飲物代	7	在宅療養委員飲物代	19
	一般需用費					区民向け講演会用チラシ	19
	郵便料			研修修了証印刷代	9		
	委託料			荒川区事業者・区民向け研修運営支援委託料	970	郵便費	18
						適正化事業で計上	
						その他の委託料	9,128
	使用料及び賃借料					会場使用料	38
				荒川区事業者・区民向け研修会場使用料	168	適正化事業で計上	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		22年度	23年度	24年度	25年度 (見込み)	目標値 (26年度)	
	在宅療養推進協議会の開催回数	—	—	3	3	3	

問題点・課題 (指標分析)	・高齢になると入退院を繰り返すことで、筋力や認知機能の低下が生じる、また、認知症の方は自身で服薬管理が適切に行えないため、服薬による認知機能の維持や、その他の疾患の医療を選択できない等、在宅生活を継続することが困難な状況にある。
	・荒川区における在宅医療の問題点、課題の抽出と、関係者による認識の共通理解が必要である。
	・医療側と介護側で、高齢者に関する必要な情報を共有するための仕組みが必要である。
他区の実況	（実施 10 区 未実施 12 区） 千代田区「高齢者在宅医療と介護の連携プロジェクト」 世田谷区 医療連携推進会議、在宅医療電話相談センター事業 新宿区 地域保健医療体制整備協議会、緊急一時入院病床確保事業

問題点・課題の改善策		
	平成25年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度以降に取り組む具体的な改善内容
	「在宅における医療と介護の連携」についての講演等を行い、課題の共通認識の醸成に努める。	引き続き、「在宅における医療と介護の連携」についての講演等を行い、課題の共通認識の醸成に努める。
	個別の課題解決のための仕組みづくりの検討を行う。	在宅療養推進会議の承認を得た上で、プロジェクトチームを発足させ、個別の課題解決のための仕組みづくりを行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
25年度	26年度	
重点的に推進	重点的に推進	高齢化率の高い当区においては、在宅医療の整備（施設等での見取りの体制を含む。）は、早期に、また継続して取り組むべき課題である。

状況（要）	平成24年二定 在宅介護の環境整備について
-------	-----------------------